

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和2年1月22日（水）午後1時 議会委員会室

出席委員（8名）

（委員長）稲 田 清 （副委員長）又 野 史 朗
伊 藤 ひろえ 遠 藤 通 田 村 謙 介 戸 田 隆 次
前 原 茂 矢 倉 強

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

【総務部】

[総務管財課] 瀬尻課長 祖田財産管理担当課長補佐

【総合政策部】八幡部長

[総合政策課] 長谷川課長 倉本まちづくり戦略室長

【経済部】杉村部長

[経済戦略課] 雑賀課長 坂隠企業立地推進室長 津村主事

[商工課] 毛利課長 高浦商工振興担当課長補佐

【文化観光局】岡参事兼局長

[観光課] 鵜籠課長

[スポーツ振興課] 深田課長 成田スポーツ振興担当課長補佐

[文化振興課] 下高課長 原文文化財室長 佐伯担当課長補佐 小林文化財室係長

【農林水産振興局】中久喜局長兼農林課長

[水産振興室] 赤井室長

【都市整備部】錦織部長

[建設企画課] 伊達課長 角課長補佐兼総務担当課長補佐

[都市整備課] 福住次長兼都市整備課長

[住宅政策課] 原次長兼住宅政策課長

【下水道部】矢木部長

[下水道企画課] 藤岡課長 山崎下水道企画室長

[整備課] 宮田次長兼整備課長 山中課長補佐兼管路整備担当課長補佐
清水管路維持担当課長補佐

[施設課] 田口次長兼施設課長 高浜施設維持担当課長補佐

松並課長補佐兼施設工事担当課長補佐 見山施設維持担当係長

【水道局】細川局長 松田副局長兼計画課長

[計画課] 長澤計画推進担当課長補佐

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 森井議事調査担当事務局長補佐

傍聴者

安達議員 石橋議員 岩崎議員 岡田議員 奥岩議員 門脇議員
報道関係者4人 一般2人

報告案件

- ・次期総合計画の基本構想及び基本計画の案について
[経済部・都市整備部・下水道部・水道局]
- ・皆生処理場送泥管に係る事故について
[下水道部]
- ・米子市万能町駐車場、米子駅前地下駐車場及び米子駅前地下駐輪場に係る指定管理者の取消し及び指定について
[都市整備部]
- ・米子市中小企業振興条例（素案）について
[経済部]
- ・鳥取県・米子市体育施設のあり方の検討状況について
[経済部]
- ・史跡米子城跡整備基本計画に基づく令和2年度の整備事業案について
[経済部]
- ・米子市役所旧館（現山陰歴史館）建物の利活用に係る検討状況（考え方）について
[経済部]
- ・米子インター周辺工業用地立地企業選考結果について
[経済部]

~~~~~

### 午後1時00分 開会

○**稲田委員長** ただいまより都市経済委員会を開会いたします。

本日は、配付しております日程表のとおり行いますので、よろしく願いいたします。

本日は、当局から8件の報告がございます。

初めに、次期総合計画の基本構想及び基本計画の案について、当局からの報告をお願いいたします。

長谷川総合政策課長。

○**長谷川総合政策課長** そういたしますと、次期総合計画の基本構想及び基本計画の案について報告をさせていただきます。

まず、報告につきましては、今回は、この案の策定に当たりまして、昨年10月に基本構想及び基本計画の案を策定いたしまして、その後、審議会、それから市民説明会、それから市議会におきましても御議論いただきまして、さまざまな御意見をいただいたところでございます。このたび、その意見に対する意見を踏まえまして、修正を行いましたので、その修正案につきまして報告をさせていただきます。

なお、この修正案につきましては、並行いたしまして審議会でも今後、議論をすることにしておりますので、ここに書いてございますように若干修正が、今後さらなる文言の修正等があるかと思っておりますが、そのあたりにつきましては御了承いただきたいと思います。

続きまして、資料の概要につきまして説明をさせていただきます。

まず資料ですが、順番前後いたしますが、まず資料の2をごらんください。緑色の線が入っている資料でございますけれども、まず資料の2でございますけれども、先ほど申し上げましたように昨年の基本構想、基本計画に対する案に対しまして審議会、議会、市民説明会等でいただきました意見の一覧を取りまとめております。一番右端がその意見に対しまして市の考え方を記載させていただいたものでございます。

続きまして、資料1をお願いいたします。資料1は、いただきました御意見に対しまして修正前、修正後、そしてそれに対する説明を一覧表でまとめさせていただいたものでござ

ざいます。

続きまして、資料3でございますけれども、資料3が基本構想、それと基本計画本体部分になります。先ほど来説明して修正部分につきまして、これを赤で見え消しで記載させていただいております。赤で見え消しで修正分を反映したものが資料3になります。

なお、資料3、はぐっていただきまして、1枚目、1枚目のページが入っていないものがございますけれども、これが基本構想部分になります。それから2枚目以降、ページが入っているものが基本計画部分であります。特に基本構想部分につきましては、今後、審議会審議が残っておりますので、これも今後修正を加えることがある可能性もございますので、そのあたりは御了承いただきたいと思っております。

なお、本日の報告でございますけれども、都市経済委員会の御審議の分野以外でもこの全体につきまして、この資料全体につきまして御意見をいただいても構いませんので、申し添えます。

私からの説明は以上です。

**○稲田委員長** 当局からの報告が終わりました。

これより委員の皆様からの質疑、意見等に入りますが、質問される際には資料1とか2とか頭につけていただいてページ数言っていただくとわかりやすいですので、御協力お願いいたします。

それでは、質疑、質問ある方、挙手をお願いします。

又野委員。

**○又野委員** そうしますと、資料3の26ページのところですけれども、4-1のですね、地元企業の振興と地域産業の活性化、そこで主な取組の①の中で海外展開を含む地産外商の促進であります。基本構想のところでも新たにこの地産外商というのが加わるというか、変更されてると思うんですけれども、確かに外に出てもらうというのは大事だとは思いますが、この地元企業の振興と地域産業の活性化ということ考えると、これまでも話出てますけれども、お金が外に出ていかないようにという地域経済循環の考えがあると思います。結局中でも地域のものを買っていくということが必要だと思いますので、この地産外商ということだけじゃなくって、ここでも地域のものを購入していく、地産地消のことを地域産業の活性化という点でいえば出してもいいのではないかなと思います。そこら辺についてはどのようにお考えでしょうか。

**○稲田委員長** 杉村経済部長。

**○杉村経済部長** おっしゃいますとおり、地域内で資金を循環させる、これも大きな取り組みであると思っております。今回の総合計画のまず最初に基本的な考え方を総合政策なりから、以前も御説明をしたと思っておりますが、今回の総合計画については総花的なものではなくて、今後重点的に取り組んでいく内容について総合計画に掲げていくということでございます。現実的にその地産地消につきましては、ある程度いろんなところでこれまでも対応してまいりましたし、当然その地元でつくられた特産品、農畜産物も含めた対応もやっております。

今後の地元企業の振興、地域産業の活性化を考えた場合に現実的に今、海外を含む外への販路開拓というのがやはり今後、重点的に対応していかなければならない取り組みだというふうに思っております、決してその地産地消の取り組みをしないというわけではご

ございません。やはり国内消費が人口減少に伴って縮小していくということはもう明らかでございますので、地元企業の今後の活性化を考えたときにやはり海外を含めた外に物をつくっていくというような視点を今度の総合計画における施策の重点として対応していきたい、そういうつもりで地産外商の促進ということを掲げているものでございます。したがって、地産地消につきましても引き続き対応してまいりたいという考え方でございます。

**○稲田委員長** 又野委員。

**○又野委員** 重点として地産外商のほう考えられるのはいいんですけども、引き続き地産地消ということであれば、もう最近ずっと言われてる、東京一極集中にならないようにやっぱり地域の中で回していくというところも物すごい重要なことだと今言われてると思うんですよ。やはりそこら辺も重点的に考えていただきたいなと思いますんで、できれば何かそこら辺の入れていただければ、これは要望しておきます。

続きまして、28ページ、企業誘致のところなんですけれども、これも要望にしておきますけれども、中小企業基本条例、きょうも話しされますけれども、いうことがありますんで、企業誘致というよりは地元企業のほうを重視のほうに切りかえられてもいいのではないかなと思いますんで、これは一応意見で言うておきます。何かもしあれば。

**○稲田委員長** 杉村経済部長。

**○杉村経済部長** 両方大事な取り組みだというふうに考えております。その結果、総合計画にも両方掲げさせていただいておるということでございます。両方がある程度あって、地元の若い人の雇用の場も創出していくと、安定した雇用の場が確保できるという考え方でございますので、考え方としては両方重視して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

**○稲田委員長** 又野委員。

**○又野委員** じゃ、また続いて、違うところなんですけれども、ごめんなさい、31ページ、地域資源を活用した観光施策の推進というところで、これ具体的にここをどうこうというのはないんですけれども、京都のこの観光の内容、ちょっと勉強というか、知る機会がありまして、皆さん御存じだと思いますけど、京都はどんどん観光客がふえてきて、オーバーツーリズム、観光公害が結構問題になってくるぐらいふえてきているところなんですけれども、地元がそれだけ活性化してるのかという話を聞いたところ、実は中小企業の7割ぐらいが赤字が結局まだ続いているみたいで、さらには廃業、倒産するところもどんどん逆逆にふえてきているような状態みたいなんです。それは何でかという話になったら、結局高級ホテルとか、大手のホテルとか、チェーン店とか、コンビニも含めてだと思いますけれども、地元の中小企業のところで買うというよりは大手が入ってきた店のところに観光客が行っちゃったりして、結局地元にお金が残らないと。またこれも東京一極集中につながっちゃうんですけれども、そういうような現状があって、そんなに観光客がふえてて京都がどれだけ栄えてるかといったら、そこまで活性化されてないという話がありました。

この地域資源を活用したというので、結局活用を逆に大手の企業にされてしまってお金を取られてるということに米子がならないようにといいますか、利用されるだけされるという可能性もありますので、そこら辺気をつけてやっぱりいかなければならないと感じた

ところですので、意見としてこれお伝えしておきます。もし何かコメントもらえれば。

**○稲田委員長** 岡文化観光局長。

**○岡参事兼文化観光局長** 今、御指摘のように、地域資源を活用して、それが外から来たところにとられているという中でいかに経済回るのかということだと思いますけども、まずここで地域資源を活用したというところで、地域資源まだこれからブラッシュアップしていかないといけないものもございまして、まずそういうものの魅力を高めて、それでお客さんに来ていただくんですけども、それをあとどう地域でお金を落としてもらうかというところは、やはり地域で考えていかないといけない部分がございます。その中で例えば駅前だと駅前のほうの、駅前に限らないですけど、ホテル旅館組合の皆さんだとか、皆生だと皆生温泉旅館組合の方とか、そういったところと連携を図りながらできるだけ市内、あるいは鳥取県西部圏域であるとか、そういったところへ長期滞在していただいて、そちらの事業者でお金落としていただけるようなそういうツーリズムといいますか、仕組みを構築できたらなというふうに考えてます。

**○稲田委員長** 又野委員。

**○又野委員** 続きまして、34ページになりますけども。次世代につなぐ農業の推進というところで、前回もちょっと意見を言わせてもらったんですけども、その部分で、ちょっと一緒に見ていただきたいのが資料2のところの7ページで、4-9ですね、地産地消促進の具体的な取組を記載してほしいというところで、右のほうで見ると修正なしになってまして、今後も同様の方針で継続して取り組んでいくというのはいいんですけども、これが具体的な取組を書かない理由になるのかどうなのかと。これに取り組んでいくって書いてあるんだったら別に書いてもいいのではないかなと思ひまして、そこら辺どういう理由なのかを聞かせてもらえればと思います。

**○稲田委員長** 中久喜農林水産振興局長。

**○中久喜農林水産振興局長** 先月の委員会でも御質問がございました。又野委員から御質問がございまして、そのときに取り組みというのは具体的に言いますとアスパルであるところの直売場であるとか、あるいはふれあい市のようなところに出店、あと農と食のフェスタ等の出店、あるいは学校給食、教育委員会のほうにお願いしまして、これは教育委員会とJA等が直にやっておられるんですけども、それで地産地消の取組を強化してということでお話しさせていただきました。それで具体的なことというよりも、現状と課題の下から2行目のところで地産地消の促進によるというところで大項目があるので、御理解いただけるかなというぐあいで修正はなしというぐあいにさせていただいてるところでございまして。

**○稲田委員長** 又野委員。

**○又野委員** 地産地消の促進というの、先ほどもちょっとほかのところでも話しましたが、やはり進めていかなければならないって思います。進めていくという方針だと思います。引き続きというのわかるんですけども、さらにやっぱり取組強化という意味では本当にどんなことをしていくとかというの、明らかにやはりこの中でもしていただきたいなど。引き続きですけども、済みません、ちょっと要望しておきますので、よろしくお願ひします。

それとそこの同じページなんですけども、前回は家族農業の10年、これで採択され

たのがあるんですけども、せっかくその家族農業の10年、世界的にこれ取り組んでいくという方針がある中で、そのことについても米子でも家族経営の部分が多いのは御承知のことだと思いますので、この機会にそのところも打ち出していただければなと思っておりますので、ちらっと前回のときも言ったと思うんですけども、特に資料2のところでは書いてなかったんで、改めてちょっと言っておきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。私から以上です。

**○稲田委員長** ほかございますか。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 私は前回欠席しとったんで、どこまで議論されてるかちょっと把握してないけども、重複したりするかもしれませんけども、初めての議論なんで、それも多少理解していただいて御返答賜りたいと思うんですが、まず、この資料3のはぐって、1ページ目、ページ数が書いてないところけども、「住んで楽しいまち よなご」と書いてある、その修正後というところで「躍動感あふれる新商都米子をめざします」と、こう書いてありますね。それと「住んで楽しいまち よなご」、これどっちが主語になるのかなど。私は古いですから、昔はだって健康保養都市とか、充実したいうやな形、フレーズというか、そういう都市のイメージを、キャッチフレーズつくったもんです。ここで見ると「躍動感あふれる新商都米子」ということは都市のイメージというのを映し出すことにならへんかなというふうな気がするし、そうすると「住んで楽しいまち よなご」とどっちがいいのかなという感じ受けるんですけども、この辺のところはどういうふうに考えてこういう表現になるんですか。

**○稲田委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** ありがとうございます。市の将来像に係る御意見ということでございますが、先ほど私どもの総合政策課長のほうが申し上げましたけども、いわゆるまさに今ここの基本構想の市の将来像及びその下にありますまちづくりの基本目標のところが一応きょうの段階としての案というのをお示しはさせていただいておりますが、ここの部分がまさに今後の審議会、ごめんなさい、審議会といいますのは計画の策定の審議会です、そのところに委ねられている部分でございますので、そういう遠藤委員さんの御意見があったということ踏まえまして、また少しそのところは審議会にもそういう御意見があったという上で、またこれから議論を進めさせていただきたいと思っております。

それで今の質問、答えにはならないんで、一応今の時点での考え方、あくまでも現時点での考えということでお断りしておきますが、市の将来像としては「住んで楽しいまち よなご」というものでございます。

それでその下のこのいわゆる新商都米子というところが実際にイメージとしては、米子市が持っている潜在的なあらゆる可能性を、それを活用して新たな米子市を目指す。ただ、商都というのは、今までも商都米子と言われてますから、その伝統を踏まえて新商都という表現をしてるんですが、まさにここのところが今議論の最中になっているということでございますので、逆に、ここに対する御意見ということで皆さん方から頂戴できたら本当にありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 都市のイメージというものの考えちようけん、どっちがええかなというような

議論を呼ぶところじゃないでしょうかということから気がつきました。

それから1ページ目ですね、ページ打ってある1ページ目、ここで主な取組のところが高規格道路の早期事業化ということが書いてありますけども、このルートの設定とか、この高規格道路による米子市のまちづくり効果、こういうところは十分に議論された上でこの取り組みがしていくということになっていくんだらうと思うんですが、そういうものというものは検討された内容というものはあるんですかねということが1点。

もう一つ、中海架橋の整備に向けた連携の推進となっていますけども、これ僕は、この高規格道路から比べると少し何か薄い感じがするんですよ、姿勢が。僕は、逆に国の直轄事業としてこれを推進していくというような形に置きかえていくことはできないもんかなと思っておるんです。それは何かというと、これ一時国会でも問題になりましたよね。山口県の安倍さんのところと麻生さんの福岡県のところには橋をかけるという話があって、国土交通省の副大臣か、塚田さんかな、あれ落選したけど。

(「ですね。」と声あり)

そういう失敗があったけども、その議論を聞いてると、僕はこれ中海架橋というものは、なぜ国の直轄事業に向けて推進が必要かということ、両県にまたがる橋になるんですよ。ということになると、これは山口県と福岡県の国交省の副大臣が言ったことと同じことで、そういう大きな目標を持ってこれは取り組んでいくような形をやったほうがいいんじゃないかと。島根県や鳥取県の財源で国の補助受けてやりますような事業ではない枠組みも検討する必要があるんじゃないかということと、それをかけていく場合に将来の広域的な行政圏というものをどう考えていくのかという大義を掲げていくということにもつながっていかへんかと思うんですね。やっぱりそういう観点がこの中海架橋の問題にはあるんじゃないのかと思うんだけど、そういうようなことも含めて検討されておるのかどうなのかということ。推進の段階にとどまっておる理由がわからんということですね。

それからもう一つは、②中国横断新幹線(伯備新幹線)書いてありますけども、問題は、今、新聞でいろいろと活字が躍っていますけども、僕は、市民の皆さん方が一番心配しておられるのは、この新幹線事業に伴う自治体負担、これが一体将来的に米子市はどれだけの負担がかかってくるんですかと。伯備線と山陰本線と両方やるいったら相当なお金が必要じゃないかと思うんですけども、それらの見通しというものを十分見据えた上でこの要望活動が行われていると、将来のこういうインフラ整備やっていくということになっているのかどうなのか。そして具体的に今の段階でどれだけの負担金になるかということが試算されのかどうなのか、こういうところについてもお聞きしたいと思うんです。まず、1ページ目のところはそこに疑問があります。

○**稲田委員長** 錦織都市整備部長。

○**錦織都市整備部長** まず最初に、米子境港間の結びます高規格幹線道路の早期事業化ということでお尋ねがございました。これについては国、県、関係市町村ですね、そういったところの構成であり方検討会というところがございまして、今現在ちょっとこれがストップしてるというところでもございますけども、その中でまちづくりの効果ですとか、渋滞効果ですとか、そういったところの効果のところをいろいろ検討してるというところでもございまして、今現在それを早期開催ということを進めてるところでもございます。

それでルートというようなお話もございましたけれども、これについては当然国のほう

が定めていかれるというところでございまして、今の鳥取の南北道路というのを例にとりますと、あれが計画段階評価調査という形で国のほうが進められまして、その段階でそういったルートを示されて、住民の方の意見を伺ってやっておられるというような状況でございまして、そういった手順を踏んで進んでいくものということでは考えてるところでございまして。

それと今の中海架橋の整備に関しましては、委員さんがおっしゃられますとおり、圏域という部分にいきますと当然島根県側のほうがかなりエリアとしては大きいというところでございまして、当然島根県側のほうがこれを重点的に進めていかれるというようなお考えがないといけないというところでございしますが、聞いておりますところによりまして今、島根県側については山陰道のほうがまだミッシングリンクが残っているというところもございまして、どちらかといいますとそちらのほうに重きを置いてられるということでございまして、今の鳥取県と島根県のそういった協議会も設けておられますけど、これがなかなか進んでいないということでございまして、市としてはそういった協議会を早期開催していただくということで今重ねて要望をしているというところでございまして。

**○稲田委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** 私のほうからは、いわゆる高規格道路と広域的な状況と中国横断新幹線及び山陰新幹線のことについてちょっと答弁をさせていただきたいと思いますが、高規格道路につきましては先ほど都市整備部長のほうで申し上げたとおりでございまして、市長会の動きといたしましては、この米子境港の高規格道路、あと中海架橋に向けた整備の推進、これはまさに先ほど遠藤委員さん言われたように、やはり広域的に進めなきゃならないもので、そういうことでいわゆる5市において8の字ルート構想というのを設けて、これらの道路の整備に向けた取り組みを既に来年度も5市のいわゆる地方創生というものづくりしましたんで、その中できちんと掲げて取り組みを進めるという形にしております。

それで中国横断新幹線及び山陰新幹線の整備についてでございますけども、特に伯備新幹線につきましては、まさに岡山まで33分ですと、それで大阪まで80分というような夢のあるものでございまして。それで御案内のように、まずは基本計画路線であるものを整備計画路線に今の時期にやんないともうやれないというようなことで取り組みを進めているところでございまして、御質問がありました自治体負担について、これはおっしゃるとおり全国的にこの自治体負担とかいう、要は既存の路線がどうなるか、簡単に言えばそれが主な課題だというふうに認識はしております。現時点におきましては、それらの自治体負担については、結局最後の整備になるわけですが、この山陰の新幹線というのが。今まで全国津々浦々新幹線の整備をして、皆さん発展してきたんじゃないですか、日本全国。私どもは最後ですよという、そういう趣旨から自治体負担がないようにということもきちんと要望活動の中に取り入れて、要望書の中に組み入れて、それで自治体負担がないような形での要望活動をさせていただいてるということでございまして、そういうことでございまして。以上です。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 字で書くと悪いことじゃないじゃないかというふうに受けとめるんですけども、問題は体制がどうなのかということに尽きるんじゃないでしょうかね、それぞれの事業が。だから新幹線の今説明があったことなんだけど、地元負担がないように要望します。

要望は要望でええと。ほんでそれ誰が受け入れるかということ。山陰だけが最後に残ったけん、山陰だけはただにしちゃあわ、こんな話は国体で出てくる話はないと思う。そうなってくるとやっぱり市民の皆さん方へ将来的な課題であろうとしても、こういう要望掲げて、要はどれだけの負担が伴いますよというぐらいなことは情報として提供できることがあって初めて取り組めるんじゃないかなと僕は思うんです。いいことだ、いいことだと言って、中を見せりゃ毒まんじゅうを食わせられる話では市民の人は大変だと思うんで、そういう取り組みに当たってはそういうことも含めた検討がされとるなら情報公開してもらいたい。

それから中海架橋の話の問題なんだけど、これ推進体制のあり方を僕は聞いているんですよ、事業として。だから島根県と鳥取県が地元負担、地元の金を含めて出しますような話ではらちが明かんですよということ言っとる。両県にまたがる橋だったら、国の直轄事業で国交省にやらせると、そういう要望に切りかえていく取り組み、意識の変換、こういうことが必要じゃないですかと。その上でなぜそういうことするんだといたら、将来の広域行政を頭に入れとりますよというぐらいの大胆なものを掲げていくような形にしていかにゃいけないのかというのが僕を感じる意見なんです。だからそういうことがこれではちょっと見えないなというふうに思います。

それから高規格道路のルート決定は国が決定するんだと、市長もそう言ってるけど、国が決定するのに米子市が一番問題になるのは中心市街地を含めてこのルートが決まるということじゃないでしょうかね。そうすると住居環境に対する影響をどういうふうに考えていくのかということが最大のネックになると思いますよ。そうなってくると国が決めますよという言葉だけでなしに、米子としてはどういうふうにそのルートを決めることが米子のまちづくりにもつながるし、住居環境に対しても影響が少ない道というのがどういうルートなのかということをおは市民の皆さんも含めて求められてくると思いますよ。国の国交省だけで決めますわってことでは説明に私はならないと思う。だからそういうものを含めて私は検討を進めておられる中でこれが掲げられているということではそれでいいと思うんだけど、その辺ちょっと見えないなということをお指摘しておきたいとしますね。

それから2ページ、これを見とって僕が一つ思うのは、いわゆる松江線なんかも減便になってるんでしょ。あれ昔はドル箱路線だったんですよ、松江線なんていうのは。そういう状況が起こってる中で、ましてや3種路線だったかな。そういうところも含めて廃止していかないけん状況が起こってきてる状況の中で、いわゆる地域に公的なバスも入っていないようなところがいっぱいあるんだ。いわゆる空白地域というのかね、バスの。例えば私の住んでる、伊藤さんもおるけども、区域でも、1,000世帯以上ある三柳団地から浜河崎と一緒にと時には、バス、1本しか入ってないですよ、1,000世帯なのに。そこで下の側の浜河崎の皆さん方も、もう少し下側へ回してもらえんかという声も出ておるんです。ただ、今あなたたち、そういうふうに回すということだけ、簡単に物が済む話ではないと。つまりそういうことも含めて考えてみたときに、いわゆる空白地域における公共の交通の端って言ったら失礼けども、手段をどういうふうに考えていくのかということがここでは余りちょっとうたってないような感じがするんですよ。

かつて私は、永江団地の問題を含めて日ノ丸の支店長と話したことがあるんですけども、買い物バスルートというものが考えられんか。駅前を含めて、永江団地を含めて、ぐりっ

と回ってくるようなそういうものは買い物コースのバスルートが考えれんかって当時言ったことがある、随分前ですけどね。例えばそういうようなことをもって各この空白地域のところにそういうバスを回す、小型バスでもいいから回せるようなそういう構想を描くことはできるんだろうかなと思うんですよね。それがこの中には含まれているのかどうかお聞きしたい。

○**稲田委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** ありがとうございます。今の市民の皆さんの意見をまさに代弁していただいた御意見だというふうに思っております。今回私どもが市公共交通体系の確立ということで上げております、まず1番目でございます、計画目標の。まさにそこが今、遠藤委員さん言われた、まずバス路線を再編し、あと持続可能な公共交通体系を構築します。具体的なものは予算とリンクするものですから書いておりませんが、まず以前、今年度ですね、公共交通ビジョンというのは皆さん方にお示しをさせていただきました。そしてその際に各路線ごとの今の利用状況というのも今までお出ししてないものを出させていただきました。それはなぜかという、来年度本格的に取り組む予定にしておりますけれども、いわゆるバス路線の再編をして、そして持続可能なまず公共交通体系をつくる。この持続可能といいますのは何かと具体的に申し上げますと、やはりまずは商業ベースで確立できるものは商業ベースで確立していきたいという意味です。それをきちんと整理した後、今、遠藤委員さん言われたような要は空白路線ですとか、いわゆるそういうところについて、これはバスだけではなくて、例えばデマンドとか、そういうようなところでやりたいということは公共交通ビジョンの中に含んでいて書いてはいるんですけども、一応そのことも含めましていわゆる新たな地域公共交通体系の確立ということはこの章、ここの基本方向で上げてあるということでございます。

なお、表現が不十分だと言われれば、う～んと思うんですけども、基本的には全体的な流れとして今御意見のごございました件についてはしっかり対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 正直言って人生80年とも言われとるし、中には150年という学説もあるけど、なかなかこれが実現して本当に利用できるかと、市民の皆さんがどれだけその恩恵にあずかるかということも、時間的なことも含めて検討を急いでいただかなきゃならないことを申し上げたい。

それから4ページ、この問題今までかなり議論されて、していただいたんですけども、都市計画マスタープランの問題とかかわってくるんですけども、細かい議論は、全体的に大きな深掘りはしませんが、一番大事なものは、この主な取組のところの①のところの2点目のところ、中心市街地の土地利用の見直しと、こういうこと書いてあるんですね。言葉としてはいいと思いますよ、土地利用の見直し。だけど、手法と手段はどういう方向でやられるんですか、こういうことです。これ米子市の財産であれば簡単に話がつきます。だが、民地です。その民地の土地利用の見直しというのをここへ掲げられた以上は、それはどういう方法でやられるんですかと、手段と方法、これがちょっと読みにくいなということが1点。

それからもう一つは、以前にこれは市街地活性化基本計画なんかのときだと思っただけ

ども、この市街地の土地利用については高度利用していこうじゃないかという言葉が使われたことがある、これも残ってると思うんですね。この土地の高度利用ということが使われてますけど、これはこの中に含まれてくる話なのかどうなのかということで、その辺の整合性をどう考えておられるかということですね。

それからもう1点大事な点は、私はやっぱり調整区域と市街化区域の土地利用の問題のあり方を再度検討されるべきだと思うんですよ。将来的に人口が減っていきますけども、それじゃ、将来的に人口減っていくけども、そのまま、現状のままでいかどうかという問題とはまた別の話だと思うんです。やっぱり市街化されていて、調整区域を市街化になっとなる。調整区域なんか、ほとんどもう住宅が建って市街化になっとなる。こういうところの地域の土地利用のあり方というのは、この際きちんとやっぱり検討課題に上げて、具体的な対策をとらなきゃいけないかと思ってますよ。それはなぜかということ、結局都市の機能を再生させていくためには、やっぱり何だかんだ言っても一番土地の資源をどう活用するかですから、それが中心市街地の土地の利用もそうですが、今言った調整区域の市街化区域になっとなる区域をどう再生していくかということも大事だと思うんですよね。そういう意味でその辺のところを含めた検討というようにされてるのかどうか、お聞きしたい。

**○稲田委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** ありがとうございます。今、委員さんが実は御意見いただいたのは、一応書き方といたしましては、昨年ですね、都市計画マスタープランというのを一応つくって、そのベースに基づいて、こういう中心市街地と郊外の一体的な発展を目指すということでここに書いております。具体的に言いますと、市街地についてはコンパクトシティを目指す、今でも米子市は十分コンパクトなんですけども、コンパクトなまちづくりを目指すということで、中心市街地につきましては、例えばですけども、まだ具体的なものというのは現時点ではまだまだここで、この場でこうですというような考えはありませんが、用途区域の見直し等の検討を進めていく必要があるというふうに考えております。

問題は、本当に先ほど言われました今の調整区域と市街化区域がどうなのかという話でございますが、これにつきましては本市のいわゆる都市計画決定といいますのが県のいわゆる都市計画マスタープランに基づいたものであるという、そういう縛りがあると思えますが、まさに今、遠藤委員さんが言われた、特に市街化区域と市街化調整区域、具体的に言いますともう各中学校区で明らかに人口がふえているのは市街化区域であって、人口減少が著しいのは市街化調整区域だというような現状もあります。それを踏まえた上で私どもといたしましては、まず直近でできるような規制緩和なりなんんりの手法がとれないかということで、例えばこれは既に議会のほうにお願いをいたしました沿道沿いの規制緩和ですとか、要は既存集落維持のための規制緩和、そのあたりについては既にお願いをしとるわけですけども、そのあたりについてももう少しやっぱり今後も考えていく必要があるのではないかというふうに思っております。

難しいのは、先ほども言いましたように、やっぱり県のマスタープランとのリンクというのが必要であるので、私どもだけですぐすぐというわけにはなりません、この今、委員さんから提案があった課題については、これは特に今の人口減少時代を迎えて本当に重要な課題であるということで、正直言いまして今、日夜頭悩ませているというのが現状でございます。いろいろ今後も皆さん方のそういう御意見を踏まえながらさまざまな土地利

用については検討してまいりたいと考えておりますので、今後ともいろいろ御教示をお願いしたいというふうに思います。以上です。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 僕は、部長、この議会の規制があるかどうかわからないけど、都市計画マスタープランは県との整合性って当然ありますよ。けども、基本的な法律の定めも市町村が主体的になって進めると書いてある。それを県全体で整合させていくという話だ。だからやっぱり米子市の調整区域の問題なんかを、県との整合性の前に米子市がどういう姿勢で臨むかという方針を決めていかなきゃいけない。ここの部分がおろそかになっておったんじゃないかと思っておりますよ。その結果、県との整合性が出てくるんだ。県が縛りをかけておるからできませんという話ではない。こういうことの実解はしておられると思うんですけど、ちょっと今の説明の中ではそれが見えませんでしたね。

だからそれについて十分検討させていただきたいと思っておりますし、ここに書いとる都市機能を集積させるという言葉の意味は、どういう意味を持って書いておられるかということだと思っておりますよ。どうもこの都市機能を集積させるという意味は、人口増加なんだと思いますよ、もっと言えば。だからそのためにはどうするかという議論がここに出てこなきゃいけないと思っております。だから単なる都市機能の集積ということじゃなしに、それは人口増加。人口増加ということになりや土地のインフラをどうするかと、これ非常に密接な関係になってくる。こういうやっぱり体系が必要になってくるんじゃないかと思っておりますね。

米子はコンパクトは、もともとコンパクトだと言われますけど、ここ20年米子市は行政サービスを分散化しますよね。コンパクトとは反対の方向に市長は流れをつくっていかうとしてる。そういうところも含めて、僕は少し検討の必要があるんじゃないかなと思っております。

それは余談なこととしておきまして、それから次の5ページ、米子駅周辺整備の推進、ここで問題は、米子駅周辺のまちづくりに取り組むと書いてありますけども、この手段と方法あるいは機能性という、都市の機能性、これはどのように検討されてこういうふうな形になっていくんですか。

**○稲田委員長** 錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** 当然この駅周辺のにぎわいの創出という部分では、今実施しとります米子駅南北自由通路、こういったところを契機として、駅北広場を含めた駅周辺、そういったところをにぎわいを創出していきたいということで考えとりますして、それで今、駅北広場につきましては、当然今、車中心の駅北広場自体がなっておりますので、それを歩行者の方の優先的なそういった整備を進めるといふようなところも含めて機能の再配置、そういったところも考えておりますし、あるいはだんだん広場、それから今のカーニバルコート、こういったところを含めていかににぎわいを創出していくかということも今後検討するというところで、これにつきましては令和2年度から基本計画を策定するというところで進めていきたいというところで考えております。以上でございます。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 今、部長さん、説明を受けとって、この南と北の駐車場や広場の活用はわかりますよ。それだけがにぎわいづくりになるんですかという位置づけですか。僕は、そう

じゃなくて、南北一体化という大きな当初のスタートからしてみたとときには、駅を中心にして、その周辺の土地利用も含めた中でどういう都市機能を張りつけるんですかというこの議論で始まったという気がするんですけどね。だけど、今の話聞いとると、南の広場と北の広場を利便性をよくすればそれでにぎわいにつながるだ、こんなふう聞こえたんですが、そういう中身なんですか。

○**稲田委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** 済みません。ちょっとこのまちづくりビジョンの書き方がわかりにくかったかもしれませんが、まちづくりの基本方向の今御質問いただいておりますのは1-4のあくまでも米子駅周辺の整備を基本とした書き方で、はぐっていただきますと、1-5、中心市街地のにぎわい創出というふうになってございます。それで御案内のように、私どもの中心市街地の考え方というのは、角盤町が一つの核であるようなところに、米子駅というのがもう一つの核、いわゆる2個、2核というものでございます。

先ほどの遠藤委員さんの御指摘については、まさにこの駅周辺エリアの活性化。まず何が違うかということ、言葉的にはちょっとわかりにくいかもしれませんが、エリアという言葉はここでは使っておりません。それでいわゆる南北自由通路事業をベースにして、この駅周辺のエリアですね、これを中心市街地という位置づけをして、具体的なものについては空き店舗云々ということしか書いてありませんが、その周辺のまちづくりというのをこれからこれを契機に考えていきたいと。その第1弾が先ほど都市整備部長のほうで申し上げました、まずは駅の北広場のあり方についての基本設計であるということでございますので、御理解をいただきたいと思っておりますし、ある意味駅周辺のエリアにつきましては今後の話でもありますので、ぜひ例えばこういうふうに活性化したらいいじゃないかとか、そういうような御意見がありましたらどんどん積極的に御指導いただければというふうに考えております。以上です。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** この南北一体化事業では、野坂市長時代から議論をして、自由通路が持ってきた流れの中で、南と北のやっぱり土地の利用を含めた都市機能をどう張りつけるんだと、これが最大のテーマではなかったんですかね。ただ広場との利用の利便性さえよくなれば、60億投資して自由通路つくしましょうというような、そんなことの矮小化した議論じゃないという気がするんですよ。その辺のところはこれではちょっとわかりにくいので、あえてお聞きしましたが、僕はそういうところを忘れてしまっていたんだと60億円の投資という大きな税金の無駄遣いになるんじゃないですかねということをお願いしたいんで、その辺をよく掘り下げてもらいたいと思うんですね。

それから中心市街地のにぎわいの創出の6ページのところ、ここにいろいろ書いてありますけど、最初のときの土地利用の問題とも関連してくるんですが、私の考え方を言ってもいけませんけど、この中にはこういう考え方が入ってるかということをお聞きしますけど、例えば中心市街地の活性化策、東京でもそうなんですけども、どういう手法が行われてるかということ、結局再開発事業か区画整理事業かと、土地の基盤整備というのをまず優先的に考えた中で、それに盛りつけていくという、これが基本なんです。これは都市整備部長はよく専門家だけ、御存じでしょう。東京なんかでも小さい区域であったとしても再開発事業、区画整理事業しながら、その企業も新たに生み出すんですよ。これが原則

なんです。

僕は、これで見ると、そういうものがこの中で含まれておってこういう創出を図りますよということになってんのかどうなのかということ。それをしないでただ創出を図りますと言ったって、これ絵に描いた餅にすぎない。あえて辛口言わせていただく。僕は、本当にそこに踏み込んでいかないと、中心市街地なんていうのは再生できませんよ。地主さんがおいでえことですが、地主さんの言われるままにやってきましたといたら永遠に中心市街地は活性化できない。そういうことも含めて、ちょっと個人的な意見が含まれたけども、いわゆる区画整理事業とか、再開発事業、そういうものをはめ込んでいかれる考えあるかどうか。例えばそれら大きな規模でなくても、小さな規模であったとしても、それを核にしながら広げてやるという、こういう手法だったことがあると思うんです。その辺のところの論議はされてるんですか。

**○稲田委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** 遠藤委員さんの御意見については貴重な御意見として受けとめさせていただきたいと思いますが、私どもといたしましては、具体的にはまだまだ絵になっておりませんが、例えばこのたび、昨年ですけど、URさん、都市再生機構さんと包括連携協定を結びました。その趣旨は、そういうことも、今、委員さんが言われたことも将来は視野に入れないと現実問題としてまさに中心市街地のにぎわい創出なんていうのはやはりなかなか難しいであろうという趣旨もあります。けど、現時点におきましてはまだなかなか具体的な話ということにはなっておりませんので、そういうことも含めて今後検討させていただきたいというふうには考えておりますので、そういう御意見がまたどんどんありましたらぜひ頂戴したいというふうに思っております。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** いや、僕は、そういうことを将来的には考えて、具体的な方針の中にそういった区画整理事業とか再開発事業というのは、これ具体的な事業手法ですから、それがきちんと活字として表現されていかなければ、何かいろんな意見があったけど、話の中に入れますわという話の問題ではないという。行政が主体性を持ってやる事業としてはその2つの手法しか僕はないと思っていますから、ということであえて申し上げておるんで、それが柱にしてあるのかどうなのかということをお聞きしてるわけです。これはよく検討してもらいたいと思いますね。

それから8ページ、これ僕、読んでみていくといろいろ公民館問題、議会でもいろいろ聞きたいんですけども、一番僕はこれを読んだら公民館活動の本来のありようというものをどう基本的に位置づけていくのかということが少し見えないじゃないか。公民館活動というのは、社会教育基本法に基づく施設であって、社会教育の拠点なんですよね。ところが現実というものがどういうふうになってるのかということとの照らし合わせというのが僕は大事じゃないかな。趣味とか何かでこれにぎやかにやっ取るけん、いいんだということずっと流れてきていいのかどうなのかということ僕は一つは指摘しておかなきゃいかんと思う。そういう意味からいうと社会教育の理念と目標、こういうものをきちんとした柱にした中で地域づくりを推進するという表現が僕はあってもいいんじゃないかと思うんですな。それはこれでは見えないけども、それは含まれているかどうかお聞きしておきます。

○**稲田委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** 今回のこの公民館を拠点とした地域づくりの推進ですけれども、まずは社会教育の、社会教育というのはそれこそ遠藤委員さん御案内のように、時代によってさまざまその内容というのは変わってきているものであるというふうに理解をしております。

ただ、変わらないのは、やはり地域の人づくり、そういうのが地域の社会教育の基本だというふうに認識をしております。

そして今回この公民館を拠点とした地域づくりの推進につきましては、以前議会のほうでも御承認いただきました自治基本条例におきまして既に公民館は簡単に言えば地域活動の拠点であるというふうなことが書いてありまして、現に多くの公民館は実態はそれぞれ、全く一緒というわけではありませんが、さまざまな地域活動を既にしていっています。それについてはそれぞれ現場の公民館のことをよく御存じの議員さん方もそういう状態であるというのは認識をしていっていらっしゃるというふうに思っております。

今回私どもがここで掲げておりますのが、地域で活動する団体が今後も活動継続できるよう条件整備をしてるのは前段で設けておりますが、これが今現在、既に議会でも何回も何回も御指摘をいただいておりますが、要は担い手不足の問題というのが本当に深刻な状況である。そのためにそれが今後の団体が活動ができるように、そういうところの条件整備しなきゃならない、これが一つの目標であり、2番目につきましては、先ほど申し上げましたように、地域のニーズに応じてさまざまな特色のある取り組みというのを現にされていってほしいですんで、そこもそれが今後は公民館の活動の要は基本となります。まさに遠藤委員が今言われた社会教育というものの基本としながらも、やはりまちづくりこうしていかなきゃいけないというの、そういう思いを持って、あとは2番のところの計画目標上げさせていただいたということでございます。

そして3番目においては、繰り返しになりますけど、やはり公民館というものは地域に根差したものですから、これは一律的にどうのこうのということではなくて、あくまでも地域の実情に応じた地域づくり、今までは公民館のあり方はこうですとか、ある一定の何かそういう方針なりを設けてきてやってきたという経過ありますけども、要は地域の特色があつていいんですよということをここに改めて宣言をさせていただいた。そういう取り組みを今後推進させていただきたいと思っておりますんで、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 僕は、担い手づくりという問題で社会教育の視点で考えると、倫理観と道徳観というものをどう醸成していくかということ。渋沢栄一さんの本読まれた方、「論語と算盤」、おられるのかもしれませんが、あの人が成功されたのはそこなんです。だからやっぱり人間としてごくきちんとした理念と信念を持って動ける力をどれだけみんなが蓄えていくかということがないと行動はできんのかなというふうにして、私は、今これからどんどん社会の状況が変わっていく中で、この倫理観と道徳観、こういうものを社会教育の中で広げていく、地域で、これが米子市の公民館だけの担い手じゃなくして、地域、社会を担う人々を救い出して、そういうことにつながるんじゃないかなというふうに思って、あえて社会教育の理念と目標を求めておるという意味でありま

すんで、これは12ページの人権問題とも極めて絡んできますが、そういうことも含めて含まれておいて推進していただくということを求めておきたいと思います。

それから15ページの鳥大との関係で、緑色のところに、資料の2の3ページに鳥大及び同附属病院を大切にしてほしいと市民の声が書いてありますが、これに対して提案意見を反映というふうに示されていますけども、これはどういう意味をなしているんですか。資料2の3ページでは、市民の声が載っていますよね、鳥大のところ。解説してほしい。それが、提案意見を反映と書いてありますが、これどういう意味なんですか。

○**稲田委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** ここはまちづくりの基本方向の上のちょっと段を見ていただきたいんですけども、修正前は鳥取大学医学部及び米子工業高等専門学校等という文字がなく、単純に高等教育機関との連携という表現であって、内容については主に鳥取大さん、あとは高専さん、あとはYMCAさんとかの高等教育専門学校なんですけども、やっぱりそこはきちんととって、それがあくまでもこの鳥大さんと米子高専さん、米子市の財産なんだから、具体的な取り組み内容と具体的な表記を記載してほしいということでございましたんで、その御意見を反映させていただいて、赤字の部分ですね、このところを、二重線の部分については訂正をさせていただいた部分ですし、あと赤字の部分については新たに書き加えさせていただいたということでの意見反映ということでございます。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** もう一つは、この鳥大のキャンパスに対する取り組みについては、どのようなスタンスがここの中では含まれてるんですか。それは全く論外のことですか。

○**稲田委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** 鳥大のキャンパスについては、あえてここには記載しておりませんが、このキャンパスのあり方については現在でももしそういうような必要性ありましたらトップミーティング等で具体的な話をするという環境はできているというふうになっております。

そして今までのキャンパスの利用につきましては、議会でも御報告させていただきましたけども、一応決着がついたものというふうな認識でおります。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** これは後からの公園問題のところまで掘り下ろしますが、僕は、伊木市長が就任早々に病院長とテレビ会談を含めて決着をつけたという宣伝をしてしまったんですけども、あれは5年以内に湊山球場を使うという意味はありませんよということを医大は言っただけの話であって、将来にわたって周辺に鳥大のキャンパスの土地が必要ですよということを否定したわけじゃないんですよね。僕は、これ間違えてもらっちゃ困るなという感じがするんですよ。だからそういう意味でキャンパス問題というのは、この総合計画の期間内に必ず起こってくる問題じゃないのかなということをおもっているものから、あえてそれは含まれていませんよということをお聞きしたい。

○**稲田委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** キャンパス問題については、現在もまだまだ鳥大さんが抱えてらっしゃるといえるのは、私どもも十分認識をしているところでございますので、そのことについては、先ほどの繰り返しになりますけども、いわゆる市長、病院長、あと医学部長等々のト

ップミーティングの中で話し合っているところでございますが、まだ具体的な内容とかそういうものがない時点でこのいわゆる基本方向に書くことはできないという判断から書いてないだけでございまして、キャンパスに係る認識につきましては委員さんと同じ認識を持っているということでございます。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 次、21ページ、学校教育の充実、これいろいろ書いてありますけど、私はこの中で義務教育という観点に立った基本的なスタンスが見えないなというふうに思ってるんです。それは何かというと、父母負担の軽減、それと公立学校の格差の解消、この2つが僕は義務教育で一番重要な柱と思ってるんです。この表現が見えないんですけども、これはどうお考えなんですか。格差の解消といったのは、補助教材で一時議会で私は教育長と議論したことがありますよね。そういうのも含めた上で格差の解消を言ってるわけです。

**○稲田委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** 私の立場からその見解についてのお答えというのはちょっと控えさせていただきたいと思いますが、負担の軽減と格差の解消についてやっぱり書くべきだという御意見だというふうに思いますので、その御意見については教育委員会のほうにきちんとっておきたいというふうに思います。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** そういうふうに検討してみてください。

それから25ページ、ふるさと教育の推進というところで、主な取組、①、いいことが書いてあります。ただ、大事なことは、言葉だけでこう並べとって実感として市民に映らない部分があると思うんですね。

例えば先人の業績ということが書いてある。これ活字や本だけで話しするんじゃないくて、他の都市に行きますと作家とか、音楽家とか、あるいはノーベル賞もらった人もそうかもしれないませんが、その人の偉業をたたえるふるさと館というものをつくってらっしゃるんです。そこにいろんなものが出品というか、偉功が残ってるんですね。そういうものもあって初めて僕は先人の業績をたたえるということになるし、ふるさとへの愛着というものを掘り起こす大きな、道具じゃないけども、ものになるんじゃないかなというふうに私は思うんですが、そういうような施設づくりというようなことは考えておられないんですか、これ。

**○稲田委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** 要は先人の業績につきましては、これ委員の皆さん御案内だと思いますけども、小学生を対象に米子市の先人のいわゆる冊子ですか、これを配らせていただいたこともありますけど、先ほどの遠藤委員さんの提案がございましたふるさと館の設置については、ちょっとこの今の段階では検討しておりませんので、貴重な御意見ということで受けとめさせていただきたいと思います。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 貴重な御意見で、あと何も無いじゃ困るんで、そういうことも含めて検討課題にしてもらいたいですね。例えば音楽家で高木東六さんっておられるでしょ。米子市の人でしょ、これ。それからバイオリンの鷺見三郎さんでしたかね。それからその加茂町

のどこにあるのは何だったかな、作家の方、何だかさんがおいでえし、それから経済学者の有名な……。

（「宇沢先生ですね、宇沢先生。」と声あり）

うん。宇沢弘文さん。いろんな方々がおいでえですよ。そういう方々の偉功をちゃんと展示しといて、それで本当にそういう偉人がおいでたんだけ、このふるさとには、僕たちのまちにはというものが伝えられるような、本が並べてあって、一般的にこれ配ってきましたからいいという問題ではないような気がするんだわ。だからあえて今申し上げたふるさと館のようなものを、これは森田市長のときには提唱したけど。そういうことも検討していられる、それが山陰歴史館をどうしていくかという問題ともつながっていく話にならへんかと私は思っていますんで、関連して申し上げておきますんで、よく検討してみてください。

それからこの経済関係の問題ですけど、農業と、それからこの海外の地産外商促進、問題はこれ体制はどうなのかなということで、行政として、言葉ではこういうふうを書くことはできるんですけども、じゃ、具体的に行政自身が人的な体制も含めてこういう体制の中でこういうふうにやっていきますよということが検討された上でこういうふうな形になっておるのか。いや、それは人任せですわ、経済界の皆さん方もいらっしゃいますわ、これでは僕は総合計画としては余りにも好ましい仕方じゃないと思いますね、人任せでは。やっぱり行政としてこれ打ち出していく以上は、その推進体制というものをどうつくっていくんだと、専門的な職員を置くんだとかどうかというところまで行かないとこれは僕は実現できないと思っておりますよ、人任せでは。そういうことを含めた上で覚悟を決めてこういうことを表現されてるのかどうかということなんです。

そのことは農業にも言えるんです。農業の、私は検討されているかどうかわからないから聞いておきたいと思うんですけど、この34ページ、同じようにこれ産地の共同化、それから適地適作化、こういうような検討もした上で農業の大型化とか公社化とかいうもんがつながってくるんじゃないかと思うんですね。ところが産地の共同化とか、適地適作化という問題を検討しようと思ったら、これ誰がやるかという、推進する、担って。いや、農協さん任せますわとか、希望のある方やってくださいとかという話ではこれは進まないと思う。これも推進体制です。そういう専門の職員を張りつけて、そういう農業インフラの整備やりますという格好があって私はできることだと思うけど、この2つあわせて伺っておきたい。

**○稲田委員長** 杉村経済部長。

**○杉村経済部長** まず、地産外商の点の体制の考え方でございます。現時点で海外も含めた地産外商の販路開拓の取り組みそのものがまだ具体的に打ち出せてない。特に海外については、海外のいろいろなその状況というものまず把握していきなり、海外との関係をつくっていきながら、行政としてどういうことができ得るのか、どういうことをすれば地元企業の地産外商につながっていくのか、そういうことをまずしっかりと調査研究しながら、こういう施策を打っていくために職員の体制が必要であれば、当然それはつくっていかねばいけないというふうに思っております。

ただ、現時点では何を行政として取り組んでやっていくのか、民間と一緒にやっていくのか、そういうのはいろいろやはり議論し、検討しながら、来年度からそういう具

体的な検討を進めてまいりたい。その中の一つが行政の体制としてどうあるべきか、こういうものも当然入ってくるというふうに思っております。その都度内容をある程度固めましたら議会にも御報告し、御意見も賜りたいというふうに考えているところでございます。

(「農業、農家。」と声あり)

**○稲田委員長** 中久喜農林水産振興局長。

**○中久喜農林水産振興局長** 遠藤委員さんがおっしゃられましたように、JAさんはもちろんですけども、例えば県職員さんの場合では普及員といういわゆる専門職がおられまして、ずっといわゆる農業畑で育ておられて、知見も経験も深いという組織はあります。

ただ、米子市、御存じのとおり専門職がない状況でございまして、それについてはちょっと私の口からどうのこうの言うわけにはいきませんので、ちょっと部内を初めまた庁内で考えさせていただきたいというぐあいですけど。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 一番推進軸がどうなるかということについてのまだ議論がいろいろと煮詰まってないという話なんですね。

今、普及員の話が出ましたね。僕が求めていくのは、それはかつては営農指導的な皆さん方多かったと思うんですよ。これはマネジメントだと思いますよ。これを普及員さんと同じような形で求めていくんじゃないに、農業経営のマネジメントを米子市でも行政の職員さんがやっていく体制で農家の皆さん方と向き合っていく、こういう僕は覚悟が必要だと思って言ってるんです。そこの辺のところは僕の言ってること正しいかどうかわかりませんが、そういう意味でいうと改良普及員さんというものの話はちょっと違うということを御理解いただきたいですね。

それから46ページ、これ大変私的なことを挟んで申しわけないけども、去年の秋に入院生活したもんでして、手術をして、その後、出てきてつくづく感じたことは、これ福祉保健部の部長さん、課長さんとお話しして思ったことなただけでも、この中に保健指導体制というのがどこまで構築されているのだろうかということをちょっと見とると見えないんですよ。どういうことを申し上げてるかいうと、いろんな形で予防とかそういうような今までずっと経過、やってきたことわかるんで、僕は保健指導で一番大事なものは、例えば私のような形でそこにまんだ生きれるような人間ができたときに、その人に対してどういようにマンツーマンで保健指導していくのかということが僕は今問われてきてるんじゃないか。例えば今、私は、個人的なこと出して申しわけない、腎臓一つ落としたんです。2つある腎臓一つ落とした。そうすると2つあったときの生活状態と一つになったときの生活状態というのは、僕はおのずから違って来るように聞いているんですよ。それじゃ、それはどのようにしたら生活できるんでしょうか、どのような生活を目標にしたらいでしょうか、こういうわかっておるようでわからない部分が、そういうところの保健指導というのをやっていくことはこれからたくさんの高齢化社会を迎える中で大事な部分じゃないかなというふうに私は思って、みずからの体験で申し上げてる。

ところがこれをお聞きしたら、なかなかそういうような事例を今までやったことがないという返事が返ってきたもんですから、これはちょっと大変だなというふうに思って、やっぱりそういう保健指導体制というものをどう構築していくのかということを含めて、仮に書いてなかったならば検討してもらいたいなというふうに、これは私的な問題で言って

るような形になるけど、全体的には僕はそれ大事なことじゃないかと思ってるんですね。お考えがあればお聞かせいただきたい。

○**稲田委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** その遠藤委員さんの問題は別にいたしまして、やはりこれから健康寿命の延伸なりなんなりを本格的に高齢社会迎えた中で進めていくには、御指摘のありました保健指導体制というのは非常に充実していく必要があるというふうに思いますし、現実問題そういうふうな充実を今後図っていくというふうに伺っているところでございます。

ただ、現在の保健指導の中心となっているのは、そこに書いておりますけども、やはり特定健康診査のとこと生活習慣病が中心になっておりますが、この特定健康診査の中でそのような活動ができないかどうかの検討につきましては私のほうから所管のほうにきちんと伝えておきたいというふうに思います。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** まだ二、三個あるけど、申しわけない、時間とって。48ページ、公共インフラ施設の整備というところなんですけど、ここに都市計画道路整備を促進しますというふうに書いてありまして、私は、これはもう当たり前の言葉だと思ってるんですが、大事なのは、なぜ都市計画道路というのが必要なのかということをもう一遍原点に立ち返って判断してほしいと思う。ここに書いてあるように良好な市街地環境を整備していくためにはと書いてある。僕、こういう表現でいいのかなという気がするんですよ、都市計画道路って。

それからもう1点は、その都市計画道路というのは、いつまでたっても完成しなくてもいいのかなど。道路計画というのは、ある一定の期間内に終えて、その事業効果を上げなきゃならないというものがあるんじゃないかと思うんですよ。ところが安倍三柳線なんか見ても延々と続いてますよね、都市計画道路が。あれ30年先までもやってくりゃ、それで道路の事業効果上がるものでしょうかね。僕は、道路事業というのは、そういう問題ではないような気がするんです。地域のインフラ整備をするということは、官がそれを先導するということは、その地域によって民間の資金を導入させると、最大の使命は僕はそのにあると思ってる。だから公共で道路インフラやるんですよ。そういう意味から見ると、いつまでも活字を掲げて延々と事業を毎年やっ取りますという話ではないんじゃないかということの意識の切りかえが必要じゃないかと思えますよ、僕は。

そしてここで交付金確保に向けて活動しますって書いてありますけども、これ都市整備部長、これの判断を時局に合わせて変えていく必要があると思うんですよ。なぜかというところ、この間のあれは決算委員会だったかな、この委員会だったかな、議論したけども、起債の今の利率幾らですか。知つとられますか。起債の利率は幾らですか。

○**稲田委員長** 長谷川総合政策課長。

○**長谷川総合政策課長** 記憶の範囲内で答えさせていただきますが、1年前ぐらいの状況ですと0.3とか0.4%程度だったというぐあいに認識しております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それは物すごい時代が古いですね。この間、財政課から資料もらいました。15年償還で0.05なんです。10億円借りまして、15年返済で7,500万円の利息だ。どう思われますか。例えば三柳線を起債で10億は残つとるとこかかりますよね。7,

500万の利息を払うだけで完成したとしましょう、二、三年で。固定資産税幾らふえますか。という計算もあるんじゃないでしょうか。国の補助金を頼って延々と事業を延ばしていったら事業目的も薄らいでしまうような事業を続けるよりは早く事業効果を上げて、まちの利益をつくっていく。そのためには起債の今の比率の低いときに思い切って100%充当すると、こういう手法もあるんじゃないでしょうか。この切りかえを誰がされるかと言った。0.05ですよ、15年払い。そういう実態をつかんでいただいた中で、交付金の確保に向けて努力します。来るか来ないかわからないようなものにいつまでもぶら下がってるような状況ではないということの認識の転換をしてほしいと思うんですよね。いかがでしょうかね。

**○稲田委員長** 錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** 委員おっしゃられますとおり、都市計画道路については、当然市の幹線道路ということで、早期に整備するということところがやっぱり必要だというふうに思っています。

ただ、都市計画道路自体がかなり昔に計画決定されたという状況もございまして、その間に土地利用状況が変わったということもございまして、家が立て込んだり、そういった形で事業推進をなかなか難しくしてるという側面はあると思います。

ただ、当然やっぱり早期に整備するということは必要ですので、それに向けて努力はしていけないけんということあります。

ただ、ちょっと先ほど財源の話もございましたけれども、まずは国のそういった補助金が充てられるというものについては、やっぱりそれを優先的にやっていくというのが一義だと思っております。

ただ、そういった起債という部分もございまして、それについては当然市の財政のほうに影響を与えるということもございまして、そこら辺についてはまた総務部なりそういったところと協議をしてみたいということで考えてます。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 都市整備部長、僕はそういう話を聞いてるんじゃないんですよ。もっと具体的な話を詰めていただきたいと思って言ってるんですよ。都市計画路線の計画路線全部やんなさいと、今、という話をしてんじゃないですよ。安倍三柳線なんか具体的に事業着中でしょ。だからこれが何で延々と延びとるかということなんですよ。わずかこれ130メートルの区間が10年もかかってんです。残る計画メートル、さらに10年以上かかるんです。そういうことを何起こるとかといったら、国の交付金の関係でしょ。だったらそれでいいんですかと。だったら年率0.05という実態の起債の状況を考えたときに、一挙に充当すれば3年で全部完成するんじゃないんですかと。

そして財政への影響ですが、固定資産税がふえたら国から補助金2分の1入っても一遍に挽回するんじゃないですか、これ。好転すると思いますよ、財政的には。だからそういうところもう少し全体的な政策のクリーニングをしてほしいと、意識の、そういうこと申し上げときます。そういうことで検討願いたいと思いますね。

それから49ページ、住宅政策、これ住宅の一番大事な部分は、非常に市営住宅の政策家賃だということで空き室たくさん残ってる。そして最も公共施設総合管理計画でその面積を出そうとしてるのは、この市営住宅を廃墟にしていく、こういう構想が見え隠れして

るんですね。私は、これは非常に危険な道だと思ってるんです。市営住宅の適切な提供を行いますと書いてありますけども、これから200万円世帯の若手の皆さん方が年をとっていきますよね。僕は、住居というものが非常に深刻になってくると思いますよ、小さなまちといえども。民間で空き家があるからそこに行けばいいじゃないか、簡単に言う人おられるかもしれませんが、それが払えない人たちの実態というのはこれからふえてくると思いますよ。それをカバーするのは何かと云ったら、低廉住宅である公的な住宅でしょう、市営住宅でしょ。僕は、その観点がここには入ってるのかどうなのか。将来見渡してですよ。住宅というのは一建建てたら50年、70年もつわけですから、50年、70年先の社会の動態がどうなってるのかということを考えて上で、この適切な提供を行いますということになってるのかどうか。

しかし、一方では、公共施設の総合管理計画でも住宅面積を削っていくと大胆な構想が一方で語られています。本当にそこに整合性があるんですかということ、これから僕は疑問として残るんですね。

それからもう一つあるのは、生活保護世帯の皆さん方が民間へ入って家賃補助を受けられる投資の金額と市営住宅に入っていただく場合とがどれだけ差があるかって検討されたことありますか。これ億単位の違いが出てきますよ、今の現状でも。民間に行ったほうがはるかに高いんです。投資、余計お金を使わなきゃいけない、民間の方に対して。市営住宅へ入ってもらおうとぐっと安く済むんです。そういう意味からも財政的な全体の見渡して考えると公営住宅という役割というのがそこには見出せるんじゃないか、私は思ってる。そういうことを含めて検討されてるかどうかということをお聞きしとります。

**○稲田委員長** 原都市整備部次長。

**○原都市整備部次長兼住宅政策課長** まず1点目でございますけれども、確かに若い方が年をとってくるというのは当然でございますけれども、このたびお示しした、まず長寿化計画の見直し案の中で将来的な需要などが保有戸数等を推計いたしまして、その結果、今管理してます住宅よりもさらに少なくなっていくという推計のもと出させていただいております。ですのでこれからどんどんふやすということは現状では考えとりません。減らしていくという、政策空き家云々よりも廃止住宅のほうですが、廃止住宅等をどんどん廃止をして減らしていくという方向性でございます。

2点目の生活保護に関しましてですが、確かに住居費というものが生活保護のほうから出ますので、家賃の高いところに入る場合と低いところに入る場合、住居費というものが変わってくるというのは、これは承知しとります。

ですんで福祉等のほうとも我々も連携を図っておしまして、そういった生活保護の方を市営住宅に入りたいという方に関しましては、それなりの対応というものはさせていただいてるところでございます。以上です。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 減らしていきますという説明があったけど、それは本当にこれからの社会の動態、推移から見て適正なんですかどうかということの検証はどこまで行われてるかということを知りたいんです。減らすですから減らしますという話じゃない。そういうことで十分なる検討を私は求めておきたいと思っておりますね、これは。根拠があるかどうか。将来的にやっぱり市民の皆さん方が住居に困られると、そういうようなまちにはならん

と思うんですね。住んで楽しいまちづくりということは、住居の、初めに保障が大事だと思いますよ。

それと52ページ、総合的な生活排水対策の推進、ここで僕は矛盾を感じてるんですよ。ここで①のところ下水道の整備を毎年60ヘクタール整備します。その下の欄で合併処理浄化槽の普及促進を図ります、こう書いてある。これ矛盾しませんか。今90%の合併浄化槽に公的補助を出しながら、将来60ヘクタールずつ毎年整備推進、下水道していった場合に、その中には90%補助入れた合併浄化槽の方々をみんなやめていただいて、そして下水道つないでいただくということも起こってくることになりませんか。そういうところの事業の整合性をどのように判断されてこういう表現になってるのかということ一つ。

それから将来にわたっての下水道事業というものをどういうふうにかえられていかれるのか。人口は減少していく。空き家でもどんどんどんどんふえていく。そういう中であって、本当に下水道が維持できるのかどうか。金が足らなければ値上げすればいいじゃないか、下水道料金、そんな話で済む話ではないと私は思う。そこの辺のところ含めた上で、この早期取り組みというものの今言ったような形になってるのかどうかということですね。詳しくはまた当委員会でやりますけども。

**○稲田委員長** 矢木下水道部長。

**○矢木下水道部長** まず生活排水対策整備のところの公共下水道の整備と合併処理浄化槽の両方やるということが矛盾の部分があるのではないかとございますけども、これは昨年の2月に御報告させていただきました生活排水対策方針の中で、当面国が求めます令和8年度までは公共下水道の整備と、それまでに着手ができない区域については合併処理浄化槽の整備を促進していくという両方の手法を使いまして概成を目指すというものでございます。

令和8年度以降につきましては、これも生活排水対策方針のところの説明させていただきましたけども、それ以降のいわゆる国の交付金というものが非常に不透明なことであること、そういったこともございまして、その令和8年度以降については令和8年度に近くなったりで住民の皆さんの意見も十分に聞きながら今後の整備についてしっかりと判断していきたいというふうに思っております。

それから2点目の将来に向けた事業運営ということでございますけども、確かに今後、人口減少が進んでまいりますと使用料収入なんかも整備は進んでもなかなか伸び悩むというようなことも出てくると考えております。現在施設が事業開始から50年近くなっております、いろいろ老朽化してきておるということは、これもストックマネジメント計画の中で説明させていただきましたけども、単にかかる経費を使用料に転嫁するというのではなくて、特に今回決めましたストックマネジメント計画で将来の人口減少に向けた、いわゆるダウンサイジングといいますか、そういったものの視点をしっかり持って、今までと同じものをつくるということではなくて、そのときそのときの実態に合った大きさのものをつかって、維持管理経費も削減してということ考えております。言われるとおりに非常に厳しい経営が続くということは認識しておりますけども、あらゆる面で経費の削減を図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** きょうは時間がないけん深掘りしませんが、部長さん、投資を続けていくと

ということはそれだけランニングコストがかかるということ。問題は、それをずっと続けられるかどうかというものの判断が今、社会的に求められているんじゃないですかということ申し上げているんです。そこのところのきちんとした方針を行政自身がどう見定めていくかということが責任として問われてるんじゃないですか。住民の意見がなかったからやりますよという話とは全く次元が違う話だと思いますよ。行政自身責任が問われていく、そのことをどういうふうに判断して方針を決めていくのかいうことを私はあえて問うてるということですので、よくその辺を含めて検討してもらいたい。以上です。

**○稲田委員長** ほかごございますか。

戸田委員。

**○戸田委員** ほぼ遠藤委員さんがおっしゃられたもんですから、私の視点で二、三点ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

本計画、大体昔から目標期間が何年から何年というふうに書いておったんですが、明示されておられない。目標数値が令和6年という目標数値を記載されてあるんですけども、その辺のところの目標期間というのをいつからいつ定めて、ある程度その辺のところお聞きしたい。

もう一つが、市長が各地このビジョンについての概略を説明に歩かれました。市民も相当興味を持っておられるんですけども、これをいつから定めて、いつから市民に対してどのような周知の仕方を考えとるのか、まずその基本を伺っておきたい。

**○稲田委員長** 長谷川総合政策課長。

**○長谷川総合政策課長** この計画の期間でございますけれども、まず基本構想部分でございますけれども、基本構想は10年間ということで、令和2年度から令和11年度までの10年間といたしたいと考えてます。

それから基本計画部分でございますけど、これは5年間でございます。令和2年度から令和6年度までの5年間であります。

それから策定の周知方法でございますけれども、このまま御審議いただきまして順調に進めば3月議会のほうに基本構想の議案ということで出させていただきたいというぐあいに考えとります。これが策定ということになりましたら、令和2年度に向けて市民に向けましてさまざまな媒体、手法を使いまして市民の方に改めまして広報していきたいというぐあいに考えております。

**○稲田委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 媒体を通じて説明をするということであつたんですけど、やはりその辺のところはなかなか見えてこない。市民は相当これ関心を持っておられる。その辺のところ十分に加味をして、今後の市民に対してのいわゆる周知の仕方、その辺のところ十分に工夫をしていただきたい。そのところ一つ要望しておきたいと思います。

今の2ページのところ、今の公共交通、このところ先ほども議論がありました。先日来から議論がありました。

一つ、先般、こういうふうな市民から意見をいただきました。税を公正に負担をしています。しかしながら、どんぐりコロコロ、だんだんバスについては不平等感が相当ある。市当局はどのように考えとられるという私おしかりなり御指導受けましたけど、私はこの問題については一般質問もさせていただいたんですが、当局の説明、この中に書いてある

持続可能な公共交通、持続可能な公共交通、ずっと繰り返した。やっぱり具現化で何かをきちっと明文化しないと市民の、私、理解はなかなか得られにくいと思いますよ。その辺のどこ何回も部長さん方、私はやりとりしてます。ダイナミックなやり方だ。じゃ、ダイナミックなどういうふうな手法だ。だんだんバスを拡充されるのか、どんぐりコロコロを拡充されるのか、乗り継ぎ交通についての料金体系の補助をするのかとかというふうなある程度のそういうふうな具現策というものはある程度盛り込んでいかないと、本当にこの平等感、不平等感というのは相当住民の方々感じておられます。なぜかという、買い物も行けない。病院も行けない。先般も3人の方が私お話しさせていただいたんですが、3人でタクシーで行ってます。そういう現状を本当に市当局は御存じなんでしょうかという切実な私、訴えを聞いたんですけれども、やはりそういうようなことを公共交通体系を今後本当に考えていくんだというような姿勢が私には感じられない。その辺のどこ部長、どうですか。

**○稲田委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** 今、委員から御指摘があった件につきましては、十分承知をしているところでございます。

ただ、具体策ということになりますと、当然予算も云々ということになります。私どももいたしましては、繰り返しになりますけども、まずビジョンは出させていただきました。そして皆さん方に各路線の今の現状というのをまずきちんと出させていただきました。各いろんな路線でどの程度人が乗られてて、どの程度赤字であるということは全部お示しをさせていただきました。それをもとに、それで赤字だから云々ということをお願いしていただくのではなくて、まず現状を皆さんに知っていただいて、それで具体的な話につきましては来年度きちんと研究ということでさせていただこうかと思っておりますけども、バス路線の再編、あとは先ほど御指摘のありましたどんぐりコロコロ、あとだんだんバスについても、これもいろいろやらせていただきたいという気持ちはあるんですが、ただ、一つだけちょっと申し上げておきたいんですけども、現在バスにつきましては、先ほど遠藤委員さんからも今の松江線の減便という話がありましたが、これは決してお金のことだけではなくて、運転手さんの確保の問題があって、実はこれがなかなか非常にさまざまな施策打つときに正直申し上げまして、いろいろバス会社さんともお話をさせていただいてるんですが、やはりこのことがあります。

このことも踏まえて、ただ、そうは言ってできませんという理由にはならないんですけども、そういう事情でなかなか具体策については今この時点ではお示しができないということでございますが、来年度になりましたら当初予算におきましてもさまざまなものを考えておりますので、その時点でそういうお話をさせていただきたいと思っておりますし、それとやはりまず乗っていただかなきゃどうしようもないということについては、私ども担当もいたしましては、それこそ市民の皆さんに何かするにしても、例えばなんですけども、自家用車で本当に通うことが将来的にはバス路線の減便につながるんですよとか、そういうようなことも強い声で訴えていきたい。要は持続可能になるためには乗っていただいている程度収支がプラスにならないと、全部私ども今1億2,000万の赤字補填しとりますけども、結局そういうことですので、そこは強く訴えていきたいと思っております。

ただ、そうは言っても戸田委員さんが言われますように、なかなか、じゃあ、今のバス

路線、1時間に1本とか、2時間に1本とかの路線があります。そこのいわゆるエリアについてどうするのか、これについても今後については全体の話ではなく、個別の話として、例えば各地区に出向くなりなんなりをしてきちんと対応させていただきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

**○稲田委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私は理解できないんだけど、6ページのところにまちなかの、先ほどあったように町並みの魅力を高めるといふことと同じ接点だと思うんですよ。乗っていただいてまちなかに出てきていただくのがまず必要だと。

しかしながら、今おっしゃったように、1億2,500万路線バスに補助金を出しておられる。それも路線バスとの競合があるから、だんだんバス、どんぐりコロコロを走らせないというのが今まで当局の答弁だった。

しかしながら、私はその理解はするんですけど、そこに何か路線バス業者とのいわゆる創意工夫がお互いにあるといいんではないかと。だんだんバスを、片方は同じ道路を走って、どんぐりコロコロは極端に言うと淀江のすぐ1キロ先を走っておる。尾高、県は全く走っていない。同じような地域性の中でそういうふうな不平等があるということは、なかなか理解はできません。それは市民の切実な思いだと私は思うんですよ。私はそれを代弁して、なおかつ当局に求めておるんですけど、実態を十分に理解されて、やはり施策に反映していかないと、ただ机上論だけでは私はなかなか住民、市民の方々の理解は得られないと思っておりますよ。その辺のところ来年度の予算とは言うておられるけど、私は5年も6年も前から一般質問でこの質問をさせていただいておる。なかなか進展性が見えない。やっぱり今のビジョン掲げるのであれば、その辺の実態を十分に調査した上で施策に反映していくのが必要であろうというふうに私は思っておりますので、この辺のところを十分に御検討、指摘というか、具現策について図っていただければなというふうに思います。

それともう繰り返しになっておかしいですけれども、26ページ、地元企業の振興と地域産業の活性化、それでこの後に中小企業の振興条例を出されるんですけども、私はまさにそのための中小企業振興条例だと思うんです。このところを明文化をする必要はないんですか。これから今のアクションプランを掲げられて、地域産業の育成支援ということに、観点なんですよ、その条例整備というのは。私は、ここの中に挿入されて、明文化されることが適正ではないかと思っておりますが、いかがですか。

**○稲田委員長** 杉村経済部長。

**○杉村経済部長** 今の中小企業振興条例につきましては、3月議会に上程をさせていただきたいというふうに思っております。このまず条例化については、今の当局側のスケジュール感としては、令和2年度になるまでに制定させていただきたいということで、条例そのものは策定というのは一応令和元年度で策定するつもりでございますので、具体的には書いてございません。

ただ、おっしゃいますように、アクションプランについては来年度から策定を入りたいというふうに思っております。そのアクションプランを基軸に据えて、この表現をさせていただいているというふうに思っております。アクションプランに基づいて、こういった具体的な対策を講じていくということでございまして、少しそのアクションプランの策定

については、この総合計画の中にどう表現するかは改めてちょっと検討させていただきたいなというふうに思っております。

**○稲田委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私は、主な取組のところにそういう中小企業振興条例を整備して、アクションプランを策定をして、具現化を図るといような文言を入れられたほうがいいと思いますよ。

最後にします。48ページ、公共インフラ、これ私ずっと言ってるんですけども、2番の橋りょうの整備で、旧日野橋については米子市の指定文化財であるので残さなければならぬというような、さきに私2回ほど質問したんですけど、答弁があった。

しかしながら、ほとんど通ってない。今、鳥取と米子市と比較した場合に、インフラ、特に橋については3分の2ぐらいしかない。それで新橋を整えたらどうですかということ私したんですけども、米子一境港間道路が整備されるので、新しい道路が、橋がつくであらうという答弁でした。そうなんですか。走ってみられましたか。毎日9号線、431渋滞で動きませんよ。なぜここに今の旧日野橋の、解体かどうかわかりませんが、旧日野橋の今の修繕に約10億円投下せないけん。これは喫緊の課題であると私は認識しておるんですが、本当にその辺の費用対効果等については十分にこれ検討されておられますか。私は、重要なインフラだと思ってるんですよ。こここのところ十分に検討した結果を挿入されないと総合計画にはならないんですよ。部長、どうですか。

**○稲田委員長** 錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** 旧日野橋については、委員がおっしゃられますとおり、かなりもう老朽化をとりまして、今でも健全度が3ということでございますので、次回の点検が令和3年ということですので、その時点ではまたこの状況を見ながら対応については判断していくということになろうかと思っております。

新橋という部分については、議会のほうでも米子一境港というお話をしているところがございますけど、新たにまた日野橋とかわるもんとして設けるかということについては、ちょっとまたいろいろ検討してみたいけないといけないところでは考えてますけど、ちょっと今具体的にそこまでは至ってないということがございます。

**○稲田委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 大きな今、分岐点だと思うんです。本当に毎日私は走りますけど、渋滞します。橋は少ない。しかしながら、旧日野橋があっても歩行専用だ。これ米子指定文化財になつとるから、存続せないけんかどうかは検討せないけんという答弁でした。

しかしながら、この構想の前にある程度都市整備部の中で十分に検討された上で、ここの中に反映していくのかどうなのかというのが私は一つの総合計画のあり方だと思いますよ。今の米子市の実態を、実情を十分に把握した上で、この総合計画に新たな米子市の展望するための市政を、施策をしていくための総合計画じゃないんですか。私は、その辺のところは何か欠けているような不十分さが見えます。もっと実情、先ほど遠藤委員さんもおられたけど、安倍三柳線等もあったですけど、その辺のところもやっぱり今の米子市の都市構造を十分に踏まえた上で将来計画を、私は将来展望をこの総合計画に反映していく必要があると思います。その辺のところを指摘して終わります。

**○稲田委員長** ほかがございますか。

伊藤委員。

**○伊藤委員** 時間が押していますので、簡潔に二、三質問させていただきたいと思います。

まず、資料3なんですけれども、43ページのところでちょっと聞いてみたいと思うんですけども、その前に、そもそもこれは各課が上げてきた一つ一つの計画目標をブラッシュアップして、練り上げてまとめていくという形だと思うんですけども、やっぱり課については新しく将来を見据えているいろいろ取り組んでいこうというような文章表現が見えたり、旧態依然の旧来どおりみたいなのところがあったりとかしますので、もうちょっと全体をバランスをとっていただければなど意見として申し上げておきます。

一つは、目標値の設定やその根拠についてなんですけども、それは目標値があつたりなかったりですし、目標値がそのそのこの計画の目標とマッチしてるかどうかというようなところは、やっぱり担当課として見ていただいているわけですね。

**○稲田委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** 目標値の考え方についてでございますが、前回の第3次の総合計画におきましては、全てにおいて目標値が要るということで、例えば具体的に言いますと文化の振興ですが、何とかの会議、何百人参加とか、そういうような目標値であったんですけど、このたびは別に定量的な目標、定性的な目標こだわらず、本来やっぱり目指すべきものが何なのか、いわゆる一番、この総合計画つくる前に申し上げたとおり、重点的な課題と、あとふだんやっぱり使うものでないといけないということと、それをみずから手づくりでやっぱりやろうというのは基本的な考え方ですので、若干表現等についてはそういう嫌いがないわけでもありませんが、そこは今後、最終的にはブラッシュアップしていきたいというふうに思います。

目標値については、これは本当にこれが適切かどうかというのは、審議会で御意見をいただいておりますし、あと議会でもさまざまな意見をいただいております。それで現にここに書いている目標値をお示ししても、やっぱりこれって余り、いかがですかという御意見もいただいとりますんで、今後さらに精査をきちんとしていただきたいというふうに考えてます。

**○稲田委員長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** ここはやっぱり一定程度の根拠がないと、どういうふうにして算出したのかとか、あと本当にこの計画目標と目指すところと整合性はとれているのかというようなところは私もいろんなところで疑問に思うところです。

43ページのスポーツ健康まちづくりについて言えば、誰もがスポーツに親しむことができるというのは、とってま本当がいい視点だと思いますし、私もこうあるべきだと思って、方向はいいと思うんですね。

だけれども、この数値目標は利用者数になってます。利用者数は、それこそ積み上げですので、実績として出しやすいのかもしれないですけども、やっぱり一方では、福祉保健部のほうでは運動してる人が少ないというような現状もあって、だから繰り返しスポーツをする人はいるんですけども、じゃ、全ての市民がスポーツに親しむ機会ができてることには、なかなかここにはつながらないんじゃないかなと思ったり、この目標値設定自体がどういう根拠があるのかなとは疑問に思うところです。

また、もう一つ、障がい者と、あと高齢者のところのスポーツというのは、とても重要

な視点なんですけれども、じゃ、果たしてどこまで、どういうふうによこの中でスポーツを楽しむということが出来るのかというのは、とても大変なことなので、どこら辺まで考えてらっしゃるのかなと思って、そういう意味でお聞きしたいと思います。

○**稲田委員長** 深田スポーツ振興課長。

○**深田スポーツ振興課長** まず、この数値目標についてでございますが、現状値、これは平成30年度の体育施設、学校体育施設の年間の延べ利用者数ということであります。ですので実数はちょっと違うということで御理解いただきたいと思いますが、少し前になるんですけど、米子市の市民生活に係るアンケートで成年以上のスポーツ実施率が56%ございました。こちらは国のスポーツ計画あるいは市のスポーツ計画におきましても、これを65%まで伸ばしていこうという目標を定めております。それに照らしまして、延べです。実数とちょっと異なるところでございますが、56%を65%に、約1.16倍でございますが、そうしますと120万人少しということになりますので、整数にして120万人ということにさせていただきました。

あとは障がい者、高齢者のスポーツということでございますが、今あるこの市の現在行われている枠組みとは別に公民館単位でユニバーサルスポーツ等を含めた教室もしているところがございます。ちょっとその辺、ただ、具体的にこの段階で決定しなかったものですから書くことはできなかつたんですが、そういった取り組みもかかわっていきたくて考えてます。以上です。

○**稲田委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** 伊藤委員の御指摘のありました目標数値の根拠でございますけども、これは11月の常任委員会におきまして配付資料の中に数値目標一覧ということで、先ほどスポーツ振興課長が申し上げた中身も含めて皆さん方にお配りはさせていただいてると思いますが、そこがもう少し不十分であるということでしたらまた御意見いただければというふうに思います。

○**稲田委員長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** できればわかりやすく、小ちゃくアスタリスクでも数値目標の下にでも書いていただければよりわかりやすいんではないかなと思いました。意見です。

○**稲田委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** 記載の仕方の御意見でございますね。

○**伊藤委員** うん。

○**八幡総合政策部長** わかりました。

○**稲田委員長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 次に、39ページなんですけども、ちょっと違うと思うんですけども、移住定住対策のところ、まずそこなんですけども、今、生活の仕方というのも多様化しておりますのは御承知かと思っておりますけれども、そこが本当に移住定住というところでくくっているのかなと思うんですね。今、社会情勢の変化、もうどんどん日々変化しておりますので、例えば米子市内でもデュアルライフだとか、あとシェアハウスだとか、そういうようなこと、移住定住までしなくてもそういうふうにして取り込んでいくというような私は視点が必要だと思っておりますが、そこにはこの文章からなかなか読み取れないんですけど、そういうことも入ってるのかどうなのかというのを伺わせていただきます。

○**稲田委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** 39ページの移住定住の促進につきましては、この計画、このビジョンは、冒頭申し上げましたけれども、総合計画といわゆる国の地方創生総合戦略を一体的につくるものでありまして、その地方創生の総合戦略の中の大きな柱といたしましては移住定住というものがあります。その移住定住の取り組みについて記載したものでございますので、今、伊藤委員さんがおっしゃられた視点というのはここには入れておりません。

○**稲田委員長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** そういう視点も必要ではないかと私は思っています。主な取組のところでもそういうふうな交流人口をふやすということは必要ではないかなと思います。

次に、同じ39ページの2、未婚晩婚化対策というところなんですけども、これも総花的ではなくて、特化したということでありますので、あえてここに上げられるというのは私はどうなのかなと思っているところなんです。行政がこの成婚数というものの目標に上げるというのはどうなのかなと思ってるんです。他団体との連携によるこの施策は十分承知してるところなので、米子市も行っているというのは私はそれはそれで承知をしているところですが、ここに成婚数を上げるというのは、5年間に10組、毎年2組ということなんですけれども、今、性的マイノリティーの問題だとか、さまざまな事情でなかなか、出会いの場を確保する、保障するというのはいいのかもしれないですけど、この成婚数というふうになると、また行政がここに入れるべきものなのかなと私は疑問に思うところなので、その考え方についてお尋ねしたいと思います。

○**稲田委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** この婚活イベントにつきましては、これは圏域の市長会でやるイベントへの参加ということです。これにつきましては伊藤委員さんの御意見もいただきますけれども、例えばこのイベントを開催することによってどういう成果があったのかという御意見も今までの議会の御指摘の中でいただいておりますし、さまざまな場面で一体、先ほど言われたように、これ本当に役所がする意味があるのかという御意見も多々いただいております。ですからそういう意見も踏まえて、あえてここではそこの市長会の目標である数字について掲げさせていただいたということで御理解をいただきたいと思います。

○**稲田委員長** ほかがございますか。

田村委員。

○**田村委員** 私も数点お聞きします。

資料3の5ページ、これおとついで私どもの会派の尾沢議員のほうからも出てたと思うんですけれども、再度確認をします。この米子駅周辺の交通の円滑化や利便性向上の南北の歩行者移動時間ですけれども、これの算出根拠、先ほどの算出根拠も不透明さが指摘されましたけれども、たしか聞くとところによると駅北広場と駅南の5地区を結ぶルートが平均だというふうにお伺いをしたと思います。これ本来ですとこの100数メートルの南北通路ができることによって南側のいわゆる駐車場から駅北広場なり前のコンコースというのが最たる時間短縮の時間というふうを考えるんですけれども、それ以外にいわゆる地区、地区となってくると、その地区はどこを起点とすれ、結局駅南広場を経由するわけですから、そこの5地区を選んで、この目標値を13分から9分、たった4分の短縮、あんな莫大な事業費をかけてたった4分なのかとするのは私はいかがかと思うんですが、このあた

りの見解を伺います。

○**稲田委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** 田村委員の今の御意見につきましては、先日の常任委員会、そして計画の策定委員会でも同様な意見をいただいておりますので、これにつきましてはこの目標数値は削除の方向で検討させていただきたいと考えております。

○**稲田委員長** 田村委員。

○**田村委員** ぜひお願いをいたします。

続きまして、8ページ、公民館を拠点とした地域づくりなんですけれども、これも私も地元の公民館の職員さんからも不安の声を多々いただいております。この内容につきましてなんですけれども、真ん中、中段、主な取組の②公民館の体制整備の中で公民館職員の業務内容の見直しとあります。これ主に例えば具体的にどういうことが考えられるんでしょうか。

○**稲田委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** これにつきましては現在公民館の職員さんの実は業務というのが、具体的に言いますと地区の社会福祉協議会に関する事、地区の自治連合会に関する事、あとはいわゆる公民館業務に関する事、社会教育のこれしかないんです。ですから先ほど、現在既にやっていた地域づくりに関する事とかというのがないものですから、そのところを現在既にやっていた形というのを明文化して、将来的にはそちらの方向で地域づくりを進めていきたい、そういう意味で公民館職員の業務内容の見直しということ掲げておりますし、それをする事によってやはり公民館職員さんについて現在やってることをベースに業務の見直しをさせていただくということで御理解をいただきたいと思っております。

○**稲田委員長** 田村委員。

○**田村委員** ということは実態に合わせたふうに文章を改定すると、そういうふうにとってよろしいんですね。

○**稲田委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** 済みません。一つ答弁させていただくのが漏れておりましたが、それが一つと、あとは市役所からさまざまな仕事というのが、特に今現在公民館を中心とした地域においてます。その部分についてもやはりかなりその中身というのが公民館の職員さんに負担になっているという実態がありますので、そのところも踏まえて業務の見直しということで御理解いただければと思っております。

○**稲田委員長** 田村委員。

○**田村委員** ということは、この①の一番下に黒い字で最後書いてある担い手の負担軽減という、これがその部分に該当するとよろしいですか、地域自治組織の。実際にこれやって、自治組織といっても自治会の中でこういう事務事業があるわけじゃなくて、結局公民館さんがされてるというのもあると思う。これはそういう…。

○**稲田委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** そういうこともございますし、中には田村委員さんの地元では公民館職員さんがされてらっしゃるかもしれませんが、ほかのエリアではそういう公民館職員でない、本当に地域の方がされてるケースもありますので、そういう書き方にさせていた

だいたということでございます。

○**稲田委員長** 田村委員。

○**田村委員** それで今後なんですけれども、例えばこの公民館の今、生涯学習の場であるとか、いろんなことが方法は実際変わってきて、いわゆる地域のよりどころといひましようか、相談場であったりとか、もっと言えば地域包括支援システムであるとか、そういったものが地域に求められていくという流れの中で、いわゆるこういった現体制のをあわせて明文化というようなお話あったんですが、実際にもっと、いわゆる例えば本来ですと包括支援センターなどが受けておったような軽微なものがこういった公民館の窓口に来るんじゃないかというような心配の声もあるんですが、そういうことはないんでしょうか。

○**稲田委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** そこの地域福祉と今の地域づくりの業務のあり方については、ちょうどこの8ページの横の9ページに地域福祉活動の推進というところに記載をさせていただいてるところでございますけれども、ただ、やはりさまざまな相談がまずは公民館のほうに来るとするのは、これは別に喜ばしいことであります。

ただ、今後の地域包括支援センターというのはやはり専門的なものになりますので、そのことのすみ分けというのはしっかり線を引いていかなきゃならないというふうに考えております。

○**稲田委員長** 田村委員。

○**田村委員** 続きまして、11ページ、まちづくりの基本目標、この市民が主役の共生のまちづくりのなんです、この西部後見サポートセンターうえるかむの利用実績、これが削除となっております。このうえるかむというものは廃止というふうにとってよろしいんでしょうか。サポートセンターうえるかむ、それがなくなるということか。

○**稲田委員長** 11ページ。

○**田村委員** はい。

○**稲田委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** ここはなくなるということではなくて、数値目標が成年後見制度利用の申立件数のほうに、それだけじゃないんですよ。具体的に言えば成年後見の利用の申し立てというのは、うえるかむさんだけのものではないということで、それを全体として数値目標を下段のものにしたということでございます。

(「わかりました。」と田村委員)

中身に入ってるという意味であります。

○**稲田委員長** 田村委員。

○**田村委員** 済みません、あと2点お願いします。

23ページ、これも昨日でしょうか、同僚の三嶋議員のほうも指摘があったところで、一番下、子ども食堂への支援ということで、子ども食堂というのが、そのときの答弁がされてらっしゃる事業者の方は、やはり貧困な子ども対策としてされておると。実態はいわゆる近所の寄り合い場であったりとか、老人との触れ合いの場であって、そういった場となりつつあるというような指摘もあったんですけれども、この子ども食堂への支援というのは具体的に何を指すんでしょうか。補助金なんですか、人的支援なんですか、それとも頑張れということなんですか。

○**稲田委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** 今、委員さんがまさにおっしゃられたことトータルとして支援というふうに先日の会で答弁しとりましたんで、そういうことでございます。

○**稲田委員長** 田村委員。

○**田村委員** 済みません、申しわけございません。それは補助金制度をつくるとか、そういったことを包含しとるというふうにとってよろしいでしょうか。

○**稲田委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** 具体的な中身、内容については、しっかりとしたものを後できちんとお知らせしますが、既にいろいろな支援があると思います、補助金等の。それだけではなくて、例えばその子ども食堂の皆さんに集まっただいて全体的な悩みを聞く場を設けたりとか、そういうことがあるというふうに、ちょうどきのうの委員会でそういう答弁を担当のほうがしていたということでございます。

○**稲田委員長** 田村委員。

○**田村委員** わかりました。

じゃ、済みません。最後、26ページ、真ん中、中段、国内外の需要の変化を捉えた新たな市場の開拓の部分で、ビジネスマッチング商談会エントリー企業数というのが削除となって、新規エントリー企業数というふうになっております。これは右のほうに上段、数値目標の100企業というのが令和2年から6年の累計というふうになっとなります。これ単純に年間20社が純増していくというふうにこの表読む、そういうことなんでしょうか。

○**稲田委員長** 毛利商工課長。

○**毛利商工課長** このビジネスマッチングは、市長会圏域で一緒になって取り組むものでございまして、毎年会場が異なっております。その会場が異なることで商談会件数というのも会場の規模によって変わってくる場合がありますから、その時々、年々で必ず20社がふえてくるということではなくて、10社のときもあれば30社のときもある、そういうふうにちょっと想定をしております、いずれにせよ新しく商談に向かっていただく企業をふやすというところを目標にした数値をここに掲げているということでございます。

(「ちょっと最後、済みません。」と田村委員)

○**稲田委員長** 田村委員。

○**田村委員** ということは過去これまでビジネスマッチング商談、下の段ですね、過去、平成30年、102社あったというふうになっておりますけれども、その中で例えば今の上海便の就航等捉えて地産外商に取り組もうというような、これまで参加しとったところもそういうところにかかわろうとされればそれは新規の1社というふうにとられるということなんでしょうか。いわゆる今までのものではなく、新規ということですか、これは。

○**稲田委員長** 毛利商工課長。

○**毛利商工課長** 今のところの考えとしては、これまでビジネスマッチング商談会に参加していただいた企業は既存の企業という考えで、新たな企業をどんどん開拓して、どんどん入っていただこうというふうに考えているところでございます。

○**田村委員** わかりました。以上です。

○**稲田委員長** ほかがございますか。

矢倉委員。

**○矢倉委員** 私は2点ほど伺いますが、公民館のことについて一つ伺いたと思います。公民館の改革は本会議でも質問、待ったなしにしてると思うんですよ。公民館が今の現体制にした目的、これはどういうことだったんですか。今の公民館体制にした、どういう目的でやったんですか。

**○稲田委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** 今の現体制、いわゆる昔の正職員が1名いて、あとは臨時職員がいてという体制から、現在館長がいて、3人の非常勤職員がいたという当時の経過については、やはり社会教育の推進と、社会教育を全市的に推進するという観点でそういうふうないうことだというふうに記憶しております。

**○稲田委員長** 矢倉委員。

**○矢倉委員** 市町村合併という問題があった中で、やはり行政が大きくなるということで、山間部は郵便局、米子市は公民館も拠点区域として地域住民と密接に連携をとっていくということをやったわけだ。その中で学校5日制もある。子どもから働く皆さん方、年寄り、みんなが使えるような公民館にしようということで、今の2人体制を4人にして、土曜、日曜、祝祭日はあけると。そうしなかったら働いてる人5日制だとできない。いつの間にか閉めてしまった。これで地域拠点になりますか。今回の話でも前のときも自治会が頼るだけじゃなくて、公民館の主な仕事というのは地域にさまざまな団体と育成、指導しながら幅広く活動できるような体制をつくっていく、これ公民館の仕事なんだ、一番大事なこれ。できてない。それでこれをまた同じようなことをして、公民館活動が活性化するとともに思えない。言っていたことが全然違った方向行っちゃった。これどう思う。

**○稲田委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** 現状の公民館のあり方でございますけども、地域によってさまざまな違いがあるというふうに認識しております。先ほど公民館活動が矢倉委員さんできてないということでおっしゃいましたけども、いろいろ私どもが公民館を歩くと、今回この話で公民館をじかに歩いてお話をお聞きすると、うちはきちんと地域活動ができているというようところもあれば、なかなか難しいだわというやなところもあって、やはりそれらのことも踏まえてきちんとそういう公民館活動が、委員さんのおっしゃられるような地域活動ができるようにサポートしていくことが必要だというふうに考えております。

**○稲田委員長** 矢倉委員。

**○矢倉委員** これは心を入れて、わしも立場上ほとんどの公民館は出入りしてるし、もう実態は知ってる。頭ぐらんぐらんして、政策がきちんとできてないんだ。土曜、日曜、祝祭日、皆さん仕事してる人が公民館に行くかや。学校に行っちょう子どもたちが使うかや。ほとんど年寄りだよ。そういう実態を知らずして、うまくいってます。そんなことはおかしい。おら何遍も自治会長もしてって、毎日のように歩き回ったよ、地域を。これまた同じようなことを繰り返しちゃなんということですよ。そらいろんなあるから、公民館の職員のなり手がなくなってる。欠員もあるんでしょ、とこもあるんでしょ。応募しても応募者少ないんでしょ、今。いろんな問題抱えてる。このたびの働き方改革でも国から金が出ると。職員の給料削ってボーナスがふえるかと思ったら、年俸そう変わらんようになっちゃうんでしょ。

政策というのが見えないんだよ。公民館も職員も大事だ。一番は住民なんだよ。住民に対していかにあるべきかなんだよ。このことがやっぱり欠けてきとる、これじゃ。当時変えたときには米子市が一番進んでると言われた、周辺で。そのこと考えながら見直してもらいたい。

もう一つは、もう時間もあるけん、もう一つだけにしますけども、今の中海架橋の問題と、それからもう一つ関連して境港からの高速道路の問題、これ大分前になるけども、知事と飯食ったときに、当時要望したときにも、山陰自動車道、高速道路問題が解決したら考えなきゃならん問題だということ、この2つは大分先が見えてきた。

中海架橋に本腰入れるとこ来た。

もう一つここに連なるのは、境港からの高速道路問題、急がないけん。境港からの高速道路問題は、今どげなっちゃうの。審議はどうなっちゃう。

**○稲田委員長** 錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** 米子ー境港の高規格道路については、今、先ほどこちょっと御説明いたしましたけれど、国、県、市町村ですか、そういった協議会、あり方検討会というのがございますんで、その中でまちづくりの観点とか、渋滞の観点とか、そういったところから必要性というのをそういう中で検討してるところでございまして、それで国のほうには米子インターチェンジから米子北インターチェンジの凍結解除とあわせまして事業化に向けました計画段階評価調査、こういったところを早期に進めていただきたいという形で、昨年11月ですけれども、青木国交副大臣のほうにも知事と2市1村の首長さんが要望に行っておられるという状況でございます。

**○稲田委員長** 矢倉委員。

**○矢倉委員** これはもうずっと前に要望したら、当時の国会議員が各自治体がばらばらでどうするですか。ちゃんとしてくださいと言ったわけでしょ。去年の夏も知事とうちの市長と境港市長が要望行ったわけでしょ。どこでもええから早くつけてごしないって。子どもの使いでしょ。何でそれやったの。県はどこにつけようとしてるの。

**○稲田委員長** 錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** これも先ほどのちょっと繰り返しになってしまうんですけど、ルートについては当然国のほうが最終的には決められるということでございます。

ただ、先ほど言った計画段階評価調査という部分では、鳥取市の南北線ですか、そういった例をとりましてもいろいろな、あれは3ルートだったと思いますけど、そういうのを示されて、住民の意見も聞かれ、その際にはやっぱり当然関係市町村、そういったところも意見を言っていくという場面がございますので、そういうところを通して最終的には国のほうが決められるというところだと考えます。

**○稲田委員長** 矢倉委員。

**○矢倉委員** 国は、早いこと地元でルートまとめてください言ってるわけでしょ。県議会では431って言ってるわけでしょ、わからんから。日吉津はいけんって言っちゃうでしょ。そげなもんいつまでも決まらへんわい。急がないかんでしょ、これ。それきちんと米子市が中心になって、境港はどこでもいいと言ってんだから、早いことせないけん。今言ったように、この高速道路問題と中海架橋とくっつけていく可能性が高いわけでしょ。そういうことを踏まえながら進めて、せめてここに入れていくぐらいの努力していかななら

んわね。違うか。政策ができてないんだよ。

○**稲田委員長** 中海架橋と一体の部分のお求めですか、それとも全体的な御質問ですか。

○**矢倉委員** 全部。そういうことも行くぐらいの格好でやっていかなあかんのよ。もうずっと、何年投げっ放しでしょ、この境港からの高速道路問題は。

○**稲田委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** 何年も投げっ放しではなかったかと、そういう御指摘でございます。実際にその部分については否定はいたしません、最近になりましてようやくこのいわゆるまちづくりビジョンにも出せるような形で、徐々にではございますけども、それも議会の皆さん方からのやっぱり御支援といいますか、御指摘、それも踏まえた中でそういうことが着実に少しずつ進んできているという実感をいたしております。

特に今の境港の高規格道路と中海架橋につきましては、そうやって幾たびとこの議会の中でそういう御意見がありました。それのおかげもあるかもしれません。市長会においてもいわゆる地方創生の重点課題の一つとして位置づけていますし、先ほどから部長が申し上げてますように、いわゆるこの国の要望についてもようやくそういう形できちんと行けるようになったと。これにつきましては相手方のあることですし、一朝一夕には事は運ばないかもしれませんが、確実に以前と比べては少しずつは進展していると。ただ、これをもっとスピードを上げて進めなきゃいけないという決意でもって私どもいろいろなことに取り組んでまいりたいと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○**稲田委員長** よろしいですか。

ほかございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないようですので、都市経済委員会を暫時休憩いたします。再開は午後3時30分といたします。

午後3時18分 休憩

午後3時28分 再開

○**稲田委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

次に、下水道部から1件の報告がございます。

皆生処理場送泥管に係る事故について、当局からの報告をお願いいたします。

山崎下水道企画課下水道企画室長。

○**山崎下水道企画課下水道企画室長** それでは、お配りしております資料に基づいて、1日、元日の深夜にちょっと発生した皆生処理場送泥管に係る事故について報告をさせていただきます。

そもそも皆生処理場送泥管ってどういう施設なのかというちょっと概要から説明をさせていただきますが、1番で、皆生処理場は、外浜処理区から発生する汚水が、各住宅、事業所から発生する汚水が処理場に流入して、処理場では水処理のみを行っている処理場があります。水処理の過程で発生する下水道汚泥については、送泥管といいまして、専用管で内浜処理場へ汚泥を送って、内浜処理場で集約処理を行っているという下水道システムをとっております。

これは下水道の当初の基本計画策定のときに、各処理場に汚泥処理施設を設置するよりはまとめて集約して汚泥処理をしたほうが後々の維持費、それから更新費用等々で経済的

に有利であったということからこういうシステムを米子市は採用したといったシステムになっております。

(2) 番で設置の経緯なんですけども、昭和42年に当初米子市の公共下水道基本計画を策定しました。後、44年に最初の事業認可を取得しまして、昭和49年に内浜処理場が先行する形で供用開始。おくれること昭和55年に皆生処理場ですね、あわせて送泥管も供用開始になったわけです。以後、平成19年に、今から約10年前なんですけども、送泥管で今回と同じ位置についてちょっと送泥が、もう汚泥がちょっと漏れるような事故が発生をしたんですけども、そのときは復旧工事をして復活をさせたと。その後、平成26年に送泥管自体が経年劣化している可能性があったので、全線にわたって診断調査を行いました。その診断調査の結果としては、まだ継続使用が可能であると判断して、今日、事故発生前まで使っていた。昨年なんですけども、ストックマネジメント計画とあって既存施設の老朽化の根本的な今後の更新方針を決める上で、この基本計画を策定した段階でもちょっと優先順位的にはその送泥管は当面5年の中ではちょっと更新はまだ入らず、もっとほかに優先すべき施設があると判断したところでした。

めくっていただきまして、元日ちょっと発生した事故の概要についてなんですけども、場所は、めくっていただいて、3枚目にちょうど拡大した別図をつけさせてもらっているんですけど、ちょうどホープタウンの横になる路線から踏切に渡る手前側ですね、そのマンホール付近からちょっと汚泥が漏れ出たと。1日、深夜の2時38分に最初に警察から市のほうに連絡が通報でありまして、それを受けて下水道部職員が現場に向かったと。マンホール付近から汚泥が流出している状況を確認して、ちょっとその汚泥を、近隣に自然流下で汚泥専用管とは別に汚水の流れていく管があったんで、そこをふたをあけて、マンホール、その流出してる汚泥をそちらのほうに流し込む作業を急いでとったと。ずっと職員が張りついて、その対応に当たっていたと。3日にマンホール付近からの流出量が減ってきて、交通規制を片側規制かけてたんですけども、縮小して、5日8時には応急対応工事を開始しました。応急復旧終了によって、交通規制を解除したという状況です。

事故による死傷者、負傷者というのはなく、それからまた公共用水域に流出して水質の影響というのありませんでした。

事故の原因なんですけども、過去に発生した箇所と似たような箇所から流出が認められたので、恐らくですけども、当時復旧してはいたんですけども、周辺の管路部が腐食をして、そこから漏れたのではないかと現段階では推測しております。

緊急対応に係る経費としましては、発生してから現場対応に当たったわけなんですけども、管路年間維持事業者さんに協力を得て、あとは職員が動員によって対応した。その費用は、現計予算の範囲内でおさまったと。

汚泥運搬についてなんですけども、現在送泥管の事故でまだ掘り返してないので使用を停止しております。なので皆生処理場で発生した汚泥というのは、大型吸引車を使って皆生処理場の汚泥を吸い上げて、それを今度内浜処理場へ陸送で運搬しておる状況で、その運搬経費が緊急対応で1月4日から8日までの5日間、約200万円かかるということで今見込んでおります。

当面の対応としては、その送泥管の復旧がすぐすぐ、復旧して再度送泥を開始するのに結構時間がかかると見込んでおりますので、この運搬の経費が当面まだかかっていくであ

ろうと考えております。それが月約800万から1,000万。ちょっと幅があるんですけども、これは工事で送泥管を復旧するにもちょっと1年は最低でもかかるんじゃないかということで、運搬を1年は続けることになります。汚泥の性状というのもちょっと季節変動がありまして、夏場に今運搬してる量で大丈夫かどうかというちょっと予測がつきにくい面から運搬経費が年間に変動してくる可能性があるので、現時点で精査してる段階では月800万程度とは思ってるんですけど、ちょっと夏場ふえたときにその増額がどのぐらいになるかわからないということから800万から1,000万程度見込んでるところです。

今後については、事故原因の調査を並行して進めるとともに、即座に送泥管の復旧工事に向けたちょっと設計を内部で協議しております。

それとあわせて送泥管自体が昭和55年から現在まで約40年たつとる施設ですんで、全線にわたる再構築の方針というのを並行して検討していかないといけないと考えてるところです。

以上が今回の報告になります。

○**稲田委員長** 以上ですね。

当局から報告は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。ございますか。ないですね。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないようですので、都市経済委員会を暫時休憩いたします。執行部の方は席を交代してください。

**午後3時37分 休憩**

**午後3時38分 再開**

○**稲田委員長** 再開いたします。

次に、都市整備部から1件の報告がございます。

米子市万能町駐車場、米子駅前地下駐車場及び米子駅前地下駐輪場に係る指定管理者の取消し及び指定について、当局からの報告をお願いいたします。

伊達建設企画課長。

○**伊達建設企画課長** 米子市万能町駐車場、米子駅前地下駐車場及び米子駅前地下駐輪場に係る指定管理者の取消し及び指定について説明させていただきます。

現在これらの駐車場及び駐輪場は、日駐研・大幸電設共同事業体を指定管理者としていたところですが、この共同事業体のうち一般社団法人日本駐車場工学会の経営ができなくなり共同事業体の継続が困難となったことから昨年末に取り消しの申し出がありました。

このことから指定管理者としてこの共同事業体を取り消しし、共同事業体の構成員であります株式会社大幸電設を指定しようとするものでございます。

期日は、取り消しを本年3月31日、指定を4月1日に予定しております。

指定期間でございますが、この共同事業体の指定管理期間が令和4年3月31日までであったことから、残期間の本年4月1日から令和4年3月31日までの2年間を予定しております。

現在の指定管理者の現状でございますが、代表者を日駐研から大幸電設に変更し、当初

の事業計画に沿い管理を遂行しておるところでございます。

今後のスケジュールでございますが、本年2月3日に米子市指定管理者候補者選定委員会というのに本案件をかけたしまして、その結果を2月14日の本委員会で報告させていただき、3月の定例会へ議案を上程させていただく予定としております。

説明は以上となります。

**○稲田委員長** 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。

(「1点だけです。」と前原委員)

前原委員。

**○前原委員** 今回は日駐研との大幸電設共同事業体というのが経営できなくなったということなんですけども、これって契約上はどうなっているんですか。取り消しというものを申し出た場合はどうなってるんですか、契約上。

**○稲田委員長** 角建設企画課課長補佐。

**○角建設企画課長補佐兼総務担当課長補佐** 協定に基づきまして、取り消しについてでございますけれども、そういう申し出があった場合には取り消すことができるというふうになつております。

**○稲田委員長** 前原委員。

**○前原委員** とりあえずちょっともう1点聞きたいのは、大幸電設との多分これが引き継がれると思うんですけども、人間的なものって全く条件的には変わらないということでしょうか。

**○稲田委員長** 角建設企画課課長補佐。

**○角建設企画課長補佐兼総務担当課長補佐** 今、昨年12月から既に代表のほうは大幸電設のほうにかわっているところなんですけれども、体制といたしましては現状のままということとする予定としております。

**○前原委員** わかりました。

**○稲田委員長** よろしいですか。

ほかございますか。

遠藤委員。

**○遠藤委員** この共同事業体にしなければならなかった理由はどげだっただかいな、これは。

**○稲田委員長** 伊達建設企画課長。

**○伊達建設企画課長** こちらがしたいというわけではなくて、共同事業体として指定管理者の申し出というか、応募をしてきたというところでございます。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 応募をしてきたから受け入れたということは簡単な話なんだけど、普通、共同事業体というのは一定の要件を満たすような形での入札参加ということがあるよな、公共事業の場合なんかでもな。だからこれが共同事業体というものを向こうがしてきたから、はい、いいですよという相手方のおりになったのか、共同事業体ということの入札希望というものが普通、公共事業であるんだけど、それとの絡みというのは全く関係なかったのかどうか。

○**稲田委員長** 指定管理者が共同事業体であることの是非とまでは言わない、仕組み、ルールはどうなっているのかって。

祖田総務管財課財産管理担当課長補佐。

○**祖田総務管財課財産管理担当課長補佐** 指定管理者の要件に共同事業体であるとか法人であるとかという要件はございませんで、団体であればいいということのみが定められています。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 定めのとおりになってるけど、それは本来ええだかいな。今言った共同事業体っていうのは入札行為に対する団体構成でしょ。それぞれの一般の公共入札の場合には条件がついとるわけで、何でも共同体で入札してくださいって全部やっとならねえじゃないんだ。だから聞いとるのは、指定管理者制度ならそれはオーケーで何も構いませんという形になるのか、今回の例を見て、これからはそういうことも含めて検討しなきゃいけないというふうに考えるか、この辺の問題だと思うんだけど、今の説明を聞いて。

○**稲田委員長** 祖田総務管財課財産管理担当課長補佐。

○**祖田総務管財課財産管理担当課長補佐** 繰り返しになりますが、法令上、団体であればいいということです。指定管理者のほうから共同事業体で応募があれば、こちらはそれとお受け入れるということはこれからは変わりはないと思っております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 変わりはないじゃなしに、それは検討してみたらどうなの、今言ったことを考えて。共同事業体というのは、部長、一般的な公共入札で条件がつくんだよ、これは。だけど、この事業は共同事業体でその辺の経過があつてやらせたことはええんだけど、その条件が必要だったかどうかという問題なんだ。1社でもよかったじゃないかということだ。だけん団体というふうに言うけど、団体っていうのは会社そのものの団体があるんだ、一個人の。2つだけん団体じゃなくて1法人でも団体でしょ、これ。団体という意味はそういうふうな意味があるんだよ。問題は、共同事業体というのを公共入札で使う場合には条件が付されてくるわけだ、逆に言うと。そういうことを考えると、今回の例を見て、これからの指定に当たっての団体の扱いについては、共同事業体については検討を要するんじゃないかと言っとる。

○**稲田委員長** 錦織都市整備部長。

○**錦織都市整備部長** 委員言われるように、公共事業の発注に関しましては、当然具体的な共同企業体の基準といいますか、要綱、そういったのが定めてございますので、そういった基準に基づいて行ってるということでございます。ただ、指定管理については、先ほど言ったような考え方でやってるところではございますが、今委員のほうからも御指摘ございましたので、そこら辺についてはちょっと総務部のほうで再度持ち帰りまして、今後どうするかというところは検討していきたいということで考えております。

○**稲田委員長** よろしいですか。

ほかございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないようですので、都市経済委員会を暫時休憩いたします。

執行部は席を交代してください。

午後3時46分 休憩

午後3時48分 再開

○**稲田委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

次に、経済部から5件の報告がございます。

初めに、米子市中小企業振興条例（素案）について、当局からの報告をお願いいたします。

毛利商工課長。

○**毛利商工課長** まずもって、このたびの中小企業振興条例の素案の説明に当たりまして本日となりまして、準備が12月議会には整わずに説明が本日になったことをおわび申し上げたいと思います。

それでは、中小企業振興条例素案について御説明をいたしますので、配付しております資料をごらんください。

なお、本日の資料につきましては、資料がございますとおり、2回の条例検討委員会において策定された素案でございます。皆様からの意見をもとに修正を加えまして、この後のまた条例検討会を経て条例案としていく予定にしておりますので、よろしく願いいたします。

そうしますと、資料と別紙1を用いまして条例案の概要について御説明をさせていただきます。なお、別紙2に条例素案の本文としてつけておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

まず、条例素案の前文でございます。前文には、この条例策定に当たっての背景や狙いについて記載がされておりまして、この条例としては、地元企業のほとんどを占める中小企業の重要性についての認識を語り、その振興の推進を総合的に図っていくことで市民生活の向上につなげていくというような大きな目的を示されているのが前文でございます。

前文に続きまして、第1条の目的という形で本条例の目的を明文化しているものでございます。中小企業等の振興に関する取り組みの基本となる事項について定めていくこととしており、本市経済の活性化、市民の生活向上につなげる目的であるということを明記してございます。

第2条では、この条例に使用している用語、そのうちに意味を明確にしておく必要があるものについて説明をしております。各用語につきましては本日は説明を省かせていただきます。

3条でございます。3条では、条例で定める中小企業等の振興における基本的な考え方として定めております。基本的な考え方として、理念としてですけれども、経済の発展、雇用の確保、生活の向上に資するものであることということ、そして中小企業等の自主的な努力が助長されるものであること、それから3番目に、関係者が連携し、協働により推進されるものであること、この3つを基本理念として振興の推進を図るというふうに明記をしているものでございます。

そして続きまして、その基本理念をもとにして第4条という形で、この条例の目的を達成するために市や関係機関が取り組み施策を明らかにした米子市中小企業者等振興行動計画、いわゆるアクションプランというふうにこれからは言いますけれども、アクションプランを策定することというのを4条に明記してございます。その事項には、アクションプ

ランの策定に当たっての5つの重要課題を示しております。その5つの重要課題につきましては、1つ目が人材育成と定着ということを主題にしておるものでございます。そして2番目が中小企業の生産性の向上で競争力強化を図るということを重要課題にするというふうにしております。そして3番目、海外展開を含む中小企業者等の地産外消の促進を図るということ、そして4番目に新規創業及び新事業展開並びに事業承継の促進を図る、この大きな4つを最重要課題としてアクションプランの策定の大きな柱で検討していくというように本条例には入れております。そして5号には、そのほかにその策定委員会において必要と認めるもの、本条例の目的を達成するために必要と思われるものという意味で、市が必要と認める事項というものを重要課題とするというふうの規定しているところでございます。

4条につきましては、このアクションプランを策定するに当たっての米子市中小企業者等振興実務者会議、この設置についても事項で示しております。それから情勢の変化に合わせてアクションプランの変更を行うというようなことも、あわせて定めて書いてございます。以上が4条でございます。

5条以下が、市を初めとして関係機関でありますとか金融機関、支援団体、そして教育機関や市民、それぞれの場面に応じた、それぞれの団体に応じた役割や責務などを示しているものです。

第5条は市の責務でございます。市の責務において、本条例においての市の役割というのは非常に重要であるということで、市の責務という言葉にしておるところでございます。内容につきましては、市は、中小企業者等の状況把握に努め、関係機関と協力して事業の持続的発展に向けた施策を総合的かつ計画的に実施すること、また、その財源の確保に努めるというようなところを記載しているところが5条でございます。

6条が、中小企業者等、中小企業等といいますと、中小企業、それから小規模事業者、これを合わせたものということでございますけれども、その果たしていただきたいという役割を示しているところでございます。その大きなものとしては、みずからの努力で取り組むべき事項というのを第1項に入れております。そしてそれを中小企業、小規模企業の地域社会における社会的責任を自覚していただくとともに、関係機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会といった支援機関に積極的に参加してもらいながら相互連携に努めていただくというところが次の項に記してございます。そして最後の項に、雇用の確保、人材の育成など雇用面での取り組みというのを中小企業等にも積極的に取り組んでいただきたいということで、人材確保、経営の改善に資するということに期待を寄せるというところで、中小企業等への役割ということを明記しているということでございます。

第7条は、中小企業支援団体の役割について記しているところでございます。第7条には、基本理念、アクションプランに基づいた地域支援団体の社会的役割を自覚してもらい、中小企業者等が行う自主的な経営基盤の強化、生産性の向上を初めとする経営の改善、革新を図るための取り組みを積極的に支援するよう明記をしたということでございます。

同様に、金融機関にも独立した項を設けまして、第8条に、金融機関もその支援、それから情報の提供というようなところ、分析というようなところを役割として明記しているものでございます。

第9条の教育機関でございます。教育機関につきましては、アクションプランのほうで重要課題と定めております人材について、その育成についてまずは教育機関も役割を認識していただくというようなところをうたってございます。そして教育機関は、もう一つ、人材の確保という観点で、中小企業等が必要とする人材というのを送り込んでいただきたいというような部分で考えを持っていただきたいというようなところを教育機関の役割という形で記しております。

最後の10条になりますけれども、10条になりますと、市民の理解という形で、こういった中小企業等の役割や重要性というものを改めて認識していただきながら、協力を図りながらその振興を推進していくことを御理解いただきたいというところで、最後が市民の理解というところになってございます。

以上が条例素案の主な概要ということになっておりまして、この予定につきましては、先ほども申し上げましたとおり、現在、並行して行っております市民意見募集、パブリックコメントを27日に終了の予定にしております。本日の御意見、それからパブリックコメントの意見をまとめまして、2月の中旬に中小企業振興条例検討委員会第3回というところでまとめた意見にしていこうと思っております。そうしたものを来月の議会閉会中の本都市経済委員会において御報告をいたして、3月の議案の上程という予定にしております。

一応説明としては以上でございます。御質問、御意見をお願いいたします。

**○稲田委員長** 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。ございますか。

又野委員。

**○又野委員** そうしますと、何点か確認とちょっと最後に意見を言わせてもらいたいと思うんですけども、まずこの条例、何かもとになるような法律というのは一応確認でよろしいでしょうか。

**○稲田委員長** 毛利商工課長。

**○毛利商工課長** 基本的な内容といたしましては、中小企業振興の基本憲章という形になると思います中小企業基本法、それから小規模企業振興基本法、こちらをもとにした形で中小企業の振興について明記をして、市の役割、それぞれの役割を示すというのがもとになる基本法に定められたものとなります。

**○稲田委員長** 又野委員。

**○又野委員** 一応条文の中にも、中小企業者の定義の中で中小企業基本法ってありますんで、そうだと思います。それと小規模企業者の定義もありますんで、小規模企業振興基本法、そっちのほうも入れられたんじゃないかなということ聞いてみたんですけども、そこに中小企業者等と小規模企業者の定義が分かれてあるんですけども、ちなみに、この中小企業者等の数と、その中に小規模企業者というのはどれくらいあるのかっていうのは教えていただけますでしょうか。

**○稲田委員長** 毛利商工課長。

**○毛利商工課長** 平成28年の経済センサスの事業所数ということでお話をいたしますと、米子市内にある全産業の事業所数としては6,955、そのうち実は小規模事業者というのがいろいろな業種によってさまざまに分かれておりますので、このセンサスの業態で

ははっきりと小規模事業者がどうだと言えないんです。さまざまに分かれていますというのは、例えば小売ですと20人以下とか製造業ですと50人以下、そういうような形でちょっと分かれていますので一概には言えないんですけれども、大体その19人以下の事業所数というものをまとめますと、およそですけども、7,000ぐらいが小規模事業者です。

○**稲田委員長** 先ほど市内全体で6,955。

○**毛利商工課長** 済みません。

○**稲田委員長** 市内全体で。

○**毛利商工課長** 済みません、大体6,000ぐらいが20人以下っていう形です。

○**稲田委員長** 6,955社中、中小企業者が6,000社。

○**毛利商工課長** ぐらいということになります。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 小規模企業者が6,000。

○**毛利商工課長** いえ、小規模企業者ではなくて、先ほど言ったように、小規模企業者は業態によって異なるということがありますので、20人未満の従業員の事業所数ということで今お話をさせていただきました。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 一応小規模企業者とみなして出した数字ではないということでもいいんですか、そうしましたら。

(「はい、そこはちょっと…」と毛利商工課長)

中小企業でもかなり大きな部分を含みますんで、一応小規模として考えてるっていうわけでもないってことですか、その6,000というのは。

(「済みません、それは今数値の話で。」と毛利商工課長)

○**稲田委員長** 挙手の上で。

毛利商工課長。

○**毛利商工課長** 委員長、済みません。先ほど言われましたのは、全体の事業所数に対しての中小企業者という形では米子市のほうは今考えてはおりますけれども、小規模事業者との分けというのは特にしてこちらの条例をつくっているという意味ではございませんで、同じように考えて検討しているというところがございます。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 済みません、6,955っていうのは米子市内の全事業者の話ですか。

○**稲田委員長** 毛利商工課長。

○**毛利商工課長** はい、そうです。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** それは全部中小企業だということでもいいんですか。

○**稲田委員長** 毛利商工課長。

○**毛利商工課長** ほとんどが中小企業でして、100人以上の逆に言うと大企業というのは70事業所しかございませんということです。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** ありがとうございます。そうしますと、小規模企業者というのが法律では、

先ほどありましたけれども、従業員数が20人以下で、商業とかサービス業では5人以下というふうに定められているんですけども、ですんで、人数に差があるのでなかなか把握しづらいということでしたけれども、2014年に小規模企業振興基本法が制定されて次の年に初めて小規模企業白書っていうのが出てくるんですけども、その中によると、全国で385万の中小企業があって、そのうち9割が小規模事業者ですので、米子でも恐らく同じような傾向だと思います。そうすると、せっかく中小企業者等と小規模企業者を分けて分類しとられます。中小企業基本法のほうが再度1999年に改正されてるんですよ。その後、やはり小規模企業者に対してしっかりと支援しなきゃいけないということで2014年に小規模企業振興基本法ができたということですので、この条例の中にも中小企業者等と一くりにするのではなくて、やはり小規模企業者としての項目もつけ加えるべきなのではないかなと思っておりまして。というのが、小規模企業振興基本法がつけられた経過なんですけれども、中小企業基本法では基本的に成長、発展というのが大きな概念であるみたいでして、そうすると、小規模事業者では、特に売り上げとか利益や従業員数などの規模の拡大を求めておられないという事業者が多い、そういうのが大多数を占めるということで、成長、発展というよりは、技術の向上や雇用の維持に努めることを積極的に評価しますけれども、組織的發展を志向しない維持充足型、この事業者をどのように支援していくかという視点から小規模企業振興基本法というのがつけられたという、白書のほうではそのように書いてありますんで、単純に拡大とか成長というよりは、小規模事業者に目を当てた中身、今の事業を継続していきたいと、それを継続していくためにはどうしたらいいのかと。小規模事業者が結局9割を占めている状況なので、そっちのほうにやはり力点を置いてつくっていただけないかなというのがありますけれども、ちなみに、そういう小規模事業者の方とかとの意見交換というか、本当にちっちゃい事業者とかと話とかってというのはされたのでしょうか。

**○稲田委員長** 毛利商工課長。

**○毛利商工課長** 一つ一つの事業者との意見交換という趣旨では行っておりませんが、今回の検討会のメンバーの中に商工会議所、それから商工会、米子日吉津商工会に加えまして、経済団体としては鳥取県中小企業家同友会の皆様にもお声をかけさせていただきまして代表者の方に参加していただいていると同時に、小規模事業者さんがかなり多く入ってらっしゃる鳥取県中小企業家同友会の例会等にも職員のほうで出向いていって説明をしていったりというような形で意見交換はしております。

**○稲田委員長** 又野委員。

**○又野委員** ありがとうございます。私の聞いたところによると、実際この条例を見てもらったところ、条例案、本当に小規模の事業者さんが見た場合、自分のこと、自分の店のこととか自分の会社のことだとはちょっと思えないっていうような感じを持たれたみたいでして、ちっちゃいところが何とか継続していこうという視点を入れることで、ほとんどを占めている小規模事業者さん、そちらのほうにも、ちゃんと自分たちのことを考えてるんだというように思っただけのような条例をつくるために、やはり小規模事業者の別建てで項目とかをつくっていただけたらなと思っておりますので、ぜひともこれは意見として要望したいと思います。

**○稲田委員長** よろしいですか。

○又野委員 はい。

○稲田委員長 ほかはございますか。

遠藤委員。

○遠藤委員 今、又野委員への説明なんかを聞いて、資料の説明の中でちょっと互い違いが起きとらへんかと思うだがんな。22日のきょうのこの経済部商工課の別紙1のところで目的というところを読むと、中小企業者、小規模企業者の経営基盤の強化という言葉が入ってるわけですね。ところが、今度は別紙2の事業の目的、第1条では、中小企業者等の振興と語って小規模事業者というのは言葉が外れとるわけだ。この辺のところを指して今、又野さんは議論しとるだないかと聞いてただけで、違うだかいな。

○稲田委員長 毛利商工課長。

○毛利商工課長 先ほどちょっと時間のことを気にし過ぎまして説明を省いているところが第2条にございまして、第2条には、さまざまなこの条例につく言葉、使っている言葉について定義をしております。そこの第3項に中小企業者等という形で、本条例については中小企業者及び小規模企業者全てを中小企業等というふうにあらわそうというふうにしておりますので、先ほど遠藤委員から御指摘のあった内容につきましては、中小企業も小規模事業者も同じように振興していくというふうな意味に考えているところでございます。

○稲田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 違うだがん、あんた。条例の目的、第1条と資料1の別紙2の条例目的、第1条と文言が、そこは抜けてるんじゃないかって聞いてる。目的というものを条文から見れば同じ表現にならないけんに、そこは用語でちゃんとすくっておりますなんて、そんなでたらめな話はないよ。読んでごらんよ。

○稲田委員長 杉村経済部長。

○杉村経済部長 御指摘の第1条にそれが出て、次の次項にその文言の用語が出てきてる、その順番等の問題もございまして、きちんとその目的のところ、中小企業者等というのは小規模企業者を含むんだというような形で少し条例の内容をもう一度検討させていただきたいと思います。誤解が生まれないように、その条例の中身をもう一度考えさせていただきたいと思います。

○稲田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 文言整理はしてください、条例ですからね。

それから、問題なのは、これ県下では米子市だけが定めることになるの、もう既に県下では自治体で定めてるところがあるのかということ、それはどうなんですか。

○稲田委員長 毛利商工課長。

○毛利商工課長 県内の他市の条例制定に当たっては、鳥取市、倉吉市、それから…、資料を出します。済みません。

○稲田委員長 毛利商工課長。

○毛利商工課長 鳥取県が産業振興条例というもので似たようなものをしており、以下は振興条例となっております。振興条例は、鳥取市、倉吉市、それから北栄町と南部町、この都合4市町1県という形で制定をしております。

○稲田委員長 遠藤委員。

○**遠藤委員** 第5条の市の責務というのがあるでしょ。他市では、今条例を制定してるところも同じような市の責務とか町の責務を条例上定めておると思うんだけど、そのところでの実際にこれに定めてる5条の内容はどういう結果が出てるのかとかやってるかという事例は調べていらっしゃるんですか。

○**稲田委員長** 毛利商工課長。

○**毛利商工課長** 基本的に同じような言い回しという形でやっております。

○**遠藤委員** 言い回しじゃない、実績、事実関係、ここに書いてある中小企業振興の推進及び財政措置、例えば鳥取県はどういう財政措置を何年度にやっとなるんですか、鳥取市は何年度にどういう財政措置をしたんですかというようなことは調べてらっしゃいますかということ。

○**稲田委員長** 毛利商工課長。

○**毛利商工課長** その部分までは調べてはおりません。

○**遠藤委員** 調べてない。

○**毛利商工課長** はい。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 参考になることではないの。例えば、調べてないっていうけど、米子市はどういうふうにしてるの。

○**稲田委員長** 杉村経済部長。

○**杉村経済部長** この条例の中にございます、先ほどの総合計画の中でもお話があったかと思えます。今、条例である程度理念とか方向性というものを定め、今まで米子市の条例上はこういった中小企業、小規模事業者、言いかえれば地元企業振興に対しての大もとの条例というものがなかったわけですので、それぞれ市の責務や、あるいは中小企業者あるいは支援団体の役割ということを示しながら、そういったことをもうここで掲げますのは、行政もちろんその対策を講じてまいります、やはりそれぞれの各自の企業者なりそれぞれの支援団体あるいは金融機関も一緒になってこの地元企業をいかに振興して活性化していく、こういうことをまず条例で明示しながら、実際には来年度アクションプランを策定するために、そういった団体のメンバーの方もアクションプラン策定のための検討委員会に引き続き参画をしていただいているいろいろな意見をいただきながら、連携すべきところはきっちり連携しながら対策を講じていきたいというふうに思っております。その中で、それぞれの先行条例をつくられた各市町村のこういった予算に反映されてるか、そういうのは、先ほど商工課長が答弁いたしましたように現時点で調べておりませんが、当然アクションプランを策定する中で、他市の事例はきちんと調査した上でアクションプランの策定作業に入っていきたいというふうに思っております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 議会にもぜひ調査した結果の報告をしてくださいね、文書で。

それから、第5条、市の責務のところ、本条に書いてある中小企業に対する公共事業の発注に対して便宜を図れと書いてありますが、これは今の建設事業を含めた公共事業、この中小企業者等の受注の機会の確保に努めということに対して何か変更を加えるということが起こるんですか。

○**稲田委員長** 毛利商工課長。

○**毛利商工課長** 基本的には現在もそのような考え方でやっているという、入札の観点ではそういうふうには聞いておりますが、改めて明記することでもう一度強化を図りたいというふうに思っているところでございます。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** できれば根拠のある仕方で、言葉だけの説明でなくして、例えば先進地がどういう例でやっとなるのかというものを調べた上で具体的な形で中身を詰めていくということを要望しておきます。

○**稲田委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 私、正直言って議会の一般質問でもこういう市長とやりとりやっとなるんですよ。企業誘致ばかりではなくて、地場産業の育成支援、中小企業の活性化だということとで答弁されてます。その中で、中小企業支援を条例化をしてきちっとしていくというような答弁をされたんですが、一つだけ私、注文しときますが、言いたいことは遠藤さんがおっしゃったんですが、本当は条例と同時にアクションプランを並行にされて、それで今の令和2年度の当初予算編成にこのアクションプランに附帯する当初予算措置が私はあるべきだと思うんです。それが市民に対する今の施策であるし、中小企業に対しての支援、条例化をすることの大きな成果だと私は思うんです。そこのところが私は不足に思ってます。きょう実はそのアクションプランも出てきて、条例化とセットで新たに令和2年度のいわゆる米子市政の中小企業支援を打ち出すんだということが私は見えてくるかなというふうに思っていました。出ませんでしたので、早急にそのアクションプランの作成をされて、すぐに見える化を私はされるべきだというふうに思います。

もう1点、今のこの関係機関、金融機関とか商工関係、関係機関とは、この条例化の制定に当たってのいわゆる協力、理解はもう既に得られておられますか、それを伺ってきたいと思います。

○**稲田委員長** 毛利商工課長。

○**毛利商工課長** 先ほどから説明しております条例の検討委員会につきましては、関係機関に関しましては、米子商工会議所、それから米子日吉津商工会、金融機関でいいますと、米子にあります3金融機関、そして政策金融公庫という形で全ての団体から参加していただいているところでございまして、そういった支援団体、そして金融機関の皆様方には、この条例、そしてアクションプランというものについての認識と協力という形は既にとっているというふうに認識しております。

○**稲田委員長** よろしいですか。

○**戸田委員** はい。

○**稲田委員長** ほかがございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、鳥取県・米子市体育施設のあり方の検討状況について、当局から報告をお願いいたします。

深田スポーツ振興課長。

○**深田スポーツ振興課長** 鳥取県・米子市体育施設のあり方の検討状況についてでございますが、12月議会で御報告いたしました後、第3回目の県、市の検討協議会について2

月以降行うことを調整しておりますが、現在のところ新たに具体的に進展した事項はございません。そのこととは別に、その後、委員の方から、新体育館整備後の管理運営方法についてお尋ねがありましたので、お手元に追加で資料を配付いたしましたので、それに基づいて説明いたします。

鳥取県と市で共同設置を目指しております新体育館の整備後の管理運営方法について、異なる地方公共団体が共同で事務を処理することについて、下記のような幾つかの手法が考えられます。

法人格を持つものとしてですが、まず一部事務組合ですが、こちらは、複数の地方公共団体の事務の一部を共同処理する地方公共団体の組合でございます。経費は構成団体の負担や手数料等で賄います。事例といたしまして、ごみ処理ですとかし尿処理ですとかそういったものがございますが、課題といたしましては、構成団体の意見調整に時間を要し、迅速な意思決定が難しいことですとか、権限が一部事務組合に移行するため構成団体の議会などの直接の審議の対象にならないといったことがございます。

次に、広域連合ですが、これも仕組みといたしましては、複数の地方公共団体が事務の一部を共同処理する組合でございますが、一部事務組合と仕組みについては共通する点が多いのですが、国や県から直接権限移譲を受けることができましたり、また、構成団体に対して規約の変更を要請できるといったことがございます。事例といたしましては、後期高齢医療ですとか介護保険など国の施策に伴って設置されたものが多いということでございまして、課題といたしましては、一部事務組合と同様に迅速な意思決定が難しいなどといったことがございます。

次に、法人格を持たないものとしてでございますが、協議会がございます。こちらは、事務を共同して管理執行する管理運営協議会、構成団体間の連絡調整の連絡調整協議会、広域にわたる総合的な計画を共同作成する計画作成協議会の3つがございます。経費は構成団体が予算計上し、負担いたします。仮に施設管理に当てはめるとすれば、管理運営協議会になっておりますが、事例といたしましては、宝くじ発行事務ですとか農業用水管理などがございます。課題につきましては、一部事務組合と同様に迅速な意思決定が難しいことですとか、不法行為などがあつた場合、構成団体の連帯責任になりますので、責任の帰属が問われる事務には向かないといったことがございます。

また、4番目ですが、同じく法人格を持たないものとして、事務の委託がございます。こちらは地方公共団体の事務の一部の管理執行権限を他の地方公共団体に委ねる制度でございます。事務経費は委託費として委託した団体が支払うこととなります。事例といたしましては、住民票の相互交付ですとか競馬など公営競技の場外発売などがございます。課題といたしましては、効率性にすぐれる反面、委託団体は委託費を支出した一方、権限を行使することができなくなるといったことがあります。ですので、その団体間で連絡協議会などを定期的で開催するなどの仕組みで委託・受託団体間の不安解消ですとか、そういった手法をとることが必要となつてまいります。

なお、ここには書いてございませんが、このほかに機関の共同設置ですとか事務の代替執行ですとか、また、地方自治法に基づかない職員の相互併任や民事上の契約などがございますが、対象となる事務が限定されるなど施設の管理に適さないと思われるため割愛させていただきました。

今後、これらの手法の中から県と協議の上、新体育館整備後の管理運営手法を決めてまいりたいと考えております。説明については以上でございます。

**○稲田委員長** 当局からの説明は終わりました。

順序といたしましては、今、説明があったこのきょうの資料についての質問を先、後で、また12月の分、これが重なってしまう場合は特段そこを仕分けはしませんけど、まず先にこのきょうの資料についての質問があればお願いいたします。

遠藤委員。

**○遠藤委員** なかなか分けて質問せって難しいけど。

**○稲田委員長** じゃあ、分けてなくても。どうぞ。

**○遠藤委員** 問題は、この広域事務、県と市と一つにしてやる中で、もう一つ法律でくくってある言葉がないかな、これ。この前段の協議会とかそういうものの前に、そういう事務を行う法律の規定というのはないの。

**○稲田委員長** 深田スポーツ振興課長。

**○深田スポーツ振興課長** 地方自治法に基づくものでございまして、例えば管理運営手法の下の欄に書いてございますが、一部事務組合でしたら、地方自治法の284条から291条、広域連合でしたら291条の2から13というようなところの規定でございます。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 僕が調べると、252条の2、連携協力という法律があるんだけど、これは関係しないかな。これの中身が書いてあるのは、そういう協議会なんかを設置して事務の連携をする場合には、議会の議決がまず必要だよということが書いてある。議会の議決なくして県と市が話し合いをしましょうと協議会をつくりましたけんこんな事務をしますけん、これではいかないよということがここには書いてある。やる場合も議会の議決が必要だし、やめる場合も議会の議決が必要だよ、それに基づいて初めて協議会の設置ができるんだよ、これが法の中身じゃないかと思うけど、違うの。

**○稲田委員長** 深田スポーツ振興課長。

**○深田スポーツ振興課長** そのとおりでございます。協議会の設立の場合、それぞれの地方公共団体の長が議案を議会に提出いたしまして、その議決を受けた後、双方の地方公共団体が協議を行い、告示をし、協議会の設置を市町村が加入するものにあつては都道府県知事、都道府県が加入するものにあつては総務大臣に提出することとなっております。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** そういう法的な手続のもとに、それぞれのまた事務的な内容、協議会の規約とかを含めたものが発生してくるんじゃないかと思うんで、そういう点については、その過程においてやっぱり議会に対してもきちんと説明のできるような取り組みをしてもらいたいと、これは要請しておきますね。

それから、もう一つは、これだけの大きな事業をやるということになってくると、これは県と市の担当課の皆さん方が集まって、そして考え方をまとめるやいいじゃないかということも大事なんだけど、これはどうなんだろう、例えば市民の有識者を含めた専門家も含めて、どうあるべきだろうかというもっと平たくオープンな議論を広げていく必要があるんじゃないですかね。だって、悪いけども、小さな金額の事業じゃないんで、大きな金額の事業になるんで、そうなるってくと、この事業の影響、しわ寄せが他のサービスに

も影響してくるとということも考えると、やっぱり多くの市民の皆さんに理解を求めていかないけんと思うだ。それを行政間だけで決めてやりましたわと、成果を急ぐ余りに市民不在の事業になってはならんと私は思ってるんですね。だからそういう意味での検討というのは構想の中にないんですか。

○**稲田委員長** 深田スポーツ振興課長。

○**深田スポーツ振興課長** 今後の検討の進め方でございますが、来年度のことになりますと思いますが、利用者団体ですとか地元自治会、有識者による組織をつくりまして、その方の意見を聞きながら検討を進めることとしてございます。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** その平たくいろいろ集まった皆さん方の意見と言われたんだけど、今の東山公園内を仮に場所とすると、将来的に見て駐車場の確保というようなことも含めて本当に大丈夫かなと、僕は素人なりにそう思うんですよ。そういうことを考えてみたときに、場所は新たに移してでもいかなきゃいけないことだって起こるんじゃないのかなということを見ると、それなりの都市計画とか都市環境とかいろんなことを含めて、やっぱり専門家の皆さん方の知識を入れてやられたほうがいいんじゃないかと思えますけど、ここに検討する協議会メンバーに、総務部長、経済部長、文化観光局長、行財政改革局長、スポーツ振興監なんて書いてあるけど、この皆さん方の頭脳は明晰かもしれないけども、必ずしも専門分野じゃないと思うだがん、僕から見ると。そうすると、今言った東山でいいですわということに本当になるのかいなと。将来の50年、100年先を考えたときに、東山でいいかやという基本的な位置の問題っていうのは僕は大きなポイントになると思う。そうなってくると、いわゆるインフラ整備というものを含めて伴うことがあるんで、そうすると、一番位置としてどこがいいのかということも含めながら、専門性の高い知識を入れながら検討していくということが求められるんじゃないかと思うけど、そういうことについては別に考えでもいいわけか。

○**稲田委員長** 深田スポーツ振興課長。

○**深田スポーツ振興課長** 現在のところでございますが、候補地といたしましては、県・市あり方検討協議会の中では東山公園内を想定しているところでございます。これにつきましては、まず市民体育館の老朽化という問題があったものですから、そこをどうするかという検討を進めていった中で、このような経緯になってございます。専門家の御意見ということでございますが、有識者として大学教授ですとか、あるいは高専の教授、そういったところの方も招集する予定にしております、そのあたりからも御意見は賜るつもりでございますが、現在のところ、申しわけございませんが、東山公園内での候補地ということの考えになってございます。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 僕は、僕の言うとおりにしてくれなんて言うつもりはないよ。ないけども、ここにも書いてあるように、一回り大きいものをつくるでしょ、今の市民体育館よりも。周遊道路が違ってくるとということだよ、はっきり言って。それから多目的に使える機能も必要でつけていくわけでしょ。今よりも大きいスペースが求められるということですよ。そうすると、駐車場もおのずから大きいものが必要になってくるといことになってくると、ここに本当に固定できるかやということだと思ふよ。交通アクセス一つにして

もそうでしょ。あの昭和町通り一本の大きい面しかなくて、裏側はあんた、車尾バイパス線でしょ。そこにそういう大きなものをつくって本当にうまく出入りできるかやという問題点、あるんじゃないかや。

だけんそういうことも含めると、今、県の皆さんや市の皆さん方で検討しとる中ではここだといって決めとるけども、それで本当にいいかやということを考えていく必要があるんじゃないか。だったならば、何回も言うようだけど、市民の皆さん方に一応意見を聞いてみたらどうなの、そういうことも含めて。自分だけの卓上のプランだけでなしに、金が少しそうならかかりますということがあったとしても、だったら市民の皆さんに意見を聞いて、金がかかってもいいから50年、100年持ったいいものをつくってごせという意見が出たら、それに従うしかないじゃないの。そういうこともあるんじゃない。

**○稲田委員長** 杉村経済部長。

**○杉村経済部長** 我々、私もメンバーに入って検討会のメンバーなものですから、単に単体の体育館がどういう規模かとか、もちろんそれが基本になりますが、当然駐車場というものも大きくかかわってくると思っております。ですから単にあそこの今の市民体育館がある場所だけではなくて、東山公園全体としてその体育館を設置する際に、遠藤委員さんおっしゃいましたように、利用者がふえるということは駐車場キャパも本当にこれでいいのか、平面駐車場ということもありましょし、場合によっては立体駐車場もまた建設をしていくというようなことも出てきます。そもそも今の東山公園内でそういったものが全て受け入れができるのかとどうか、こういった検証も当然今後は精査をしていかないけんと思えます。駐車場を新たにつくるにしても、事業費が、お金がかかってまいりますので、当然そういった検証も我々もやっていかないけませんし、先ほど申し上げましたように、有識者の方からの御意見あるいは今利用していらっしゃる、市民体育館や産業体育館を利用していらっしゃる団体の皆さん、こういったところからも当然御意見をいただかないけんというふうに思っております。今はそういったところまで踏み込んだ検討に至っておりませんが、今後そういった御意見も、あるいはそういう外部の検証もいただきながら、果たして本当に東山公園に建てる場合に、どういった規模のものが駐車場とかいろんな機能を含めてできるのかということを含めて今後やはりさらに詳しい検討をしていく必要があると。

今のところは、ある程度東山公園内で本当にそういったものができないかどうかをまず中心に検討させていただきながら、そこでおさまるといふことであれば、その線でいろいろまたさらに検証していきたいというふうに思っておりますし、今のところはそこを想定で検討をまずはさせていただいて、そこではまればその形で進めさせていただきたい。ここは、委員さんおっしゃいましたいろんな方の御意見をいただく、もちろん議会からも御意見をいただくという形で当然中身を詰めていっていく必要がある。これは県もかわりますから当然県単位での検討ということも出てくると思えますし、県議会の御意見もいただくということになってくると思えます。皆さん方のいろいろな御意見をいただいて、遠藤委員さんおっしゃいましたように、もう多額の費用をかけて建てる内容でございますので、ああしまったということがないように、何十年も先の市民の皆さんに、ああいう施設があつてよかったと言われるようなやはり施設として残していく必要があるというふうに考えております。都度都度いろいろな方の御意見をいただきたいというふうに思っておりますので、基本的には東山公園内ということを含めて一義的には検討させていただき

ながら、ケース・バイ・ケースでそこが難しいということになれば、また別の観点も考えさせていただきたいなというふうに思っております。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 東山公園内ということ今この段階では考えておられるんだが、そのためのある程度概要というのが見えてきとると思うんですが、皆さん方も。だからそういうものの資料を事前に出してもらいたいと思うんだがんな、この話は隠さずに。市民のためには何が一番いいことかということは、我々、浅知恵の者であったとしてもいい意見を言うかもしれない。そういうことも含めてそういう全体的な案があれば事前に出してもらいたい。決まってしまうと、こうですよというやり方はやめてもらいたいと思うね、このことだけ要望しておきます。

**○稲田委員長** ほかがございますか、12月の部分も合わせて。いいですか。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田委員長** では、ないようですので、本件については終了いたします。

次に、史跡米子城跡整備基本計画に基づく令和2年度の整備事業案について、当局からの報告をお願いいたします。

下高文化振興課長。

**○下高文化振興課長** 史跡米子城跡整備基本計画に基づく令和2年度の整備事業案について御報告いたします。

内容につきましては、令和元年12月の都市経済委員会で御報告したものと変わってはおりませんが、資料として一応今皆様に3枚お配りしております。今A4の書いた紙と湊山球場が載っている地図、それからスケジュール表で変わったところをスケジュールに示してほしいという御意見がありましたので、赤字でスケジュールを入れ込んだもの、この3枚で資料を…。

**○稲田委員長** ちょっと待ってください。12月のときと同じやつですね、まず1枚は。

〔「はい」と下高文化振興課長〕

**○稲田委員長** それから、同じく12月で出された今の湊山球場が載っている部分と、きょう新たにこのA3横向きの赤で入った…。

〔「A3横向きの赤字が入った…」と下高文化振興課長〕

**○稲田委員長** だから12月、12月、1月という構成ですね。

〔「はい、申しわけありません。よろしく願いいたします」と下高文化振興課長〕

**○稲田委員長** 続けてください。

**○遠藤委員** 委員長、ちょっと議事進行だ。

委員長も含めてなんだけども、当局もなんだが、この説明資料っていうのはないだか。言葉でぺらぺらぺら説明しちよるけども、公文書っていうものは何のために存在するだ。議会に説明するに当たっては、こういう公文書というものの中において説明はすると、これが原則じゃないか。今までやったところは細かに説明にしたそういうものの資料を出しちょうで。何で文化振興課はそれが出てこんだ。例えばこの箇条書きになって湊山球場関係の1、2、3、4、箇条書きで書いてあるだけで、これはどういうためにこういうことをするんだという説明が文書上説明が出されにやいけんじゃないの、本来。そういうことの公文書のありようというのが頭の中にないの。国会であれだけ公文書の改ざん問

題が起きとるけども、何であれが起きるかっていうことだ。説明する資料をやっておいで後から勝手に動いたから改ざんになっとるんだ、あれ。ということは、説明する資料が全然ないけんだよ、国家公務員であろうと地方公務員であろうと。何で箇条書きになっとるわけ。こうこうしかじかで事業規模を含めて等々っていうのをずっと説明資料で公文書に出さないけんじゃないの、委員会に。箇条書きの項目だけでええの、それで言葉で説明しときゃええの。そんな問題じゃないだろ、議会っていうのは。あなた方がしゃべることは、口で公文書なしでしゃべることは私語だよ、これは。公の言葉にならんよ、言っとくけど、個人の見解だよ。公の言葉にしようと思ったら、ちゃんと説明資料をつけて、その上で言葉で説明するんだよ。このままで説明したら私語だよ、私の言葉だよ。何でそんなことがわからんの。

○**稲田委員長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** この資料についてでございますけども、基本的には米子城跡の整備基本計画に基づいて進めていくものの一つでございます。規模内容等については口頭で御説明をするのとあわせて、今、予算の編成に向けて精査中でございます。それができた段階でお示しして、また議決をいただくということを考えております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** そりゃ局長な、それはあなたの個人的な見解だがん。議会と行政のやりとりというのは公式な文書が必要だ、説明する。今、商工課が出したようにちゃんとした資料があつて初めて言葉で説明ができるだがん、それが公の言葉だ。何もそういうものを出さずに項目ほど出いといて言葉で説明するって、私語だよ、それ。私の言葉だ、公の言葉にならんで、それは。どこの課だつてみんな出すがん、説明資料。きのうの民生教育委員会だつて保育園の統合つてきちんと文書説明で出いとるがん。その上で補足説明したり、意見を聞いて答えよるがん。何であんたのここだけは箇条書きだ。それが当たり前というのは誰が決めるの。市長の指示か、副市長の指示か。

○**稲田委員長** 杉村経済部長。

○**杉村経済部長** 資料のつくり方について、非常に丁寧さを欠く資料ということで御指摘をいただきました。その点は十分おわびをさせていただきたいと思います。

その上で、せっかくお時間もいただきまして、遠藤委員さんのほうからお叱りを受けたところでございますが、言葉でこの箇条書きのところを説明させていただきながら、本日のところは御説明にかえさせていただきたいと思っております。今後、丁寧な資料作成に努めまして、議員の皆様のお理解をいただけるように考え方を改めてまいりたいというふうに思っておりますので、きょうのところは御理解をいただけませんか。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 僕は納得できん。そげないいかげんな、チャランポランな議会運営なり議会審議なんてあり得ない。だったら改めてこの問題は来月なら来月の委員会に再提出すべきだ。それだけ厳しいものだと、議会というところは。私語と公語は全然違うだよ、部長、今、私が説明したように。そういう公の資料説明のないままに言葉だけで説明しようとするのは私語だ、これは。公の仕事じゃないんだよ、それは。だったら改めて2月にそういう準備して再説明を求めたい。委員長、そういう計らいをしてもらいたい。

○**稲田委員長** 今そのような意見が出ましたけど、そういった運営でよろしいでしょうか。

○**遠藤委員** 議会運営として当然のことだよ。

○**稲田委員長** 確認ですけど、もっと例えば経緯であるとか目的であるとか、もしわかれば事業の概算費用とか、そういったものをきちんと説明に入れるべきだということですね。

○**遠藤委員** 当然だと思いますよ。しかも委員長、私はそういう危惧を心配して事前にこの今回の前回配られたものについては意見を求めた、事前に。

○**稲田委員長** 向こうへですね。

○**遠藤委員** うん。そしたらこういう回答をもらった。これ読んどって思ったのは、今、局長が説明したけど、事業概要については、今、予算編成の途中でありますのでお答えできませんと書いてある。こんなばかな話があるか。事業を公の税金使って起こすのに幾らかかるのと聞いたら、今、編成中ですからお答えできません、こんな説明する公務員がおるか。どのくらいかかるって言ったら、当然説明を事前にして、それで了承を受けて予算編成を反映して100%なのか、90%になるか、それは財政上のやりくりの話だ。だけど、全く説明もできませんという話を通るの。

私はこげ思っと思うけど、あらゆるところに大きな問題というか、ある意味では服務規律違反だよ、これは、もっと厳格に言えば。あなた方は定められた法のもとに説明しなきゃならないのに、その義務を果たさないって服務規律違反だよ、懲戒処分もんだよ、これは。それほど重要なことなんだよ、議会に対する説明というのは。それを自分たちが頭の中にあって項目に沿った言葉で説明すれば事が足りるって、そんな甘ったるい考え方はやめてもらいたいね。税金を払ってる市民の人が怒るよ。そういう感覚で仕事をしとる皆さん方が問題なのよ、これは。議事をなめとるだろ、言わせてもらや。そういう私語になるような説明は受けられん。改めて委員会に再提出してもらいたい。そういう計らいをしてもらいたい。

○**稲田委員長** 確認で聞きますけど、12月にこれ出されて、12月は、たくさんほかの審議もあるし深掘りをしたいということで、きょうに至っております。きょうの後どういった日程を考えておられる、要は2月議会にまた何かきょうのを受けて出されるのか、それとも、とりあえずこれを説明として、それが成立するかどうかは別ですよ、説明をきょうして報告をして、今度3月議会を考えられてるのか、ちょっとその確認で、教えてください。

岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** これは令和2年度に向けての事業組みというか、予算が絡んでくる話ですので、当然そこでは予算を全部そろえた形で2年度はこう進みますといったようなことを御説明することにはしております。それから逆算していきまして、その前段として、まず整備基本計画というものがあるんですけども、その中でどういうことをするかということを概要を御説明しとこうというところが1点ございます。

○**稲田委員長** 概要ですね。

○**岡参事兼文化観光局長** はい。全体像、今度やろうとしている、今、直近でやろうとしていることをお示しして方向性を御理解いただいて、その上で精査した予算なり、2年度はきっちりこれやっていますという御説明を、最終的には3月の委員会ということになるんですけども、必要であれば、その前の2月議会でお示しするといったようなところ、入り口の部分というか、そういう形で御説明をしようかと考えておりました。

○**稲田委員長** 2月であれば、もっとより固まったものになりますし、言うなれば、ほぼ予算案と同じものが出てくる時期なのかなとは思いますが。ただ、2月は議案としては予算審査はなく3月になるもので、私は、きょうはそれでも報告はいただいて、2月に改めて、きょう足りない部分はある部分は仕切り直しということになろうかと思えますけど、そういったことで、要するにきょうを受けて各委員の方も3月議会の準備を考えられてる方もいらっしゃると思えますので、遠藤委員、2月は開きますが、きょうはきょうで…。

○**遠藤委員** いや、委員長、そげないいかげんなことはやめてもらいたい、今回は。きょう説明するのは言葉だけでしょ。

○**稲田委員長** そうです。言葉しかない。

○**遠藤委員** 文書説明はないでしょ。

○**稲田委員長** はい。

○**遠藤委員** 議会が説明を受けるっていうのは、公文書があって初めて説明を受けられるんですよ、言っときますけども。仮に言葉だけで言ったときに、言った言わないの問題が起きるでしょうが。いや、あのとき説明したってどこにそげな証拠がある。議事録しかない。議事録は単なる記録にすぎないんですよ、これは。公文書というものはもったきちんとした事前の説明があって、それでするんですよ、これ。言葉で言うっていうのは個人の資格だがん。公務員だけん自分で言ったら説明になるって、そんなことは通らへんで。言葉で説明する前にきちんとした文書やほかのものを出して事業概要を含めて、例えば暫定駐車場の問題、何でこんなもんつくるの、そういうことはきちんと説明せないけんでしょうが。どこに一遍したことがあるの、これが。どこで説明した、これ。それは言葉で聞いとるだけで終わりになるの。基本的な問題でしょ、暫定駐車場っていう問題は。都市公園法に基づいた位置づけはどうするのかという問題や事業主管はどこにするかという問題や、事業費はどうするかという問題がある。こんなものはきちんと公文書で説明をしてこそ初めて価値があるんよ、言葉の上でぺらぺらぺらぺら言っとったてわからんへん。それほど大事なことなんだよ、公文書というものは。議会に説明するっていうのは、公文書があって初めて説明ができるわけだから、言葉というのは私語だけん、これ言っとくけど。その使い分けがわからんならどげなるだ。しかも事業概要費の説明を求めたら、今、予算編成中ですから説明できません、これを文書で回答しとるだよ、事前に。そんなことが通るかや。だったら、改めて説明すべきだ、2月に持っていくべきだ、これは。部長そうだよ。こういうやり方を誰が指示しただ、一体。副市長なり市長がそういうことを確認しとるだか、これは。今までの議会でもこういうことはあり得ないよ、言っとくけど。

○**稲田委員長** 杉村経済部長。

○**杉村経済部長** 大もとの考え方がもとりませんで、大変申しわけございませんでした。いずれにしても、これでは遠藤委員のほうから審議できんというお話もございませぬし、改めて2月の閉会中の委員会で、そういったなぜここにつくるのか、大体概算事業費、内示の段階ですけども、最終的には議決をいただかないけませんで、大体かかる費用等々を含めまして、改めまして議会のほうにきっちり御説明する資料として御説明をさせていただいた上で意見を賜る、そして3月の議会に予算として詳しく上程をさせていただきたいということではいかがなものでしょうか。

○**遠藤委員** はい。委員長、そういうことにしてください。

○**稲田委員長** 矢倉委員。

○**矢倉委員** 部長、これは遠藤さんに話を聞いたわけじゃないけども、これはあんたたちが悪いだけじゃない、今の当局の姿勢、議会の我々自身の弱体化というものがある。そういうものの腹立たしいものがあったと思うよ、遠藤さんは。庁舎問題どうこうにしたって、百年の大計を勝手に自分らでさっさとやってしまう、いろんなことがある。私もそういう、議会を無視してるんじゃないけども、いろんな面でおかしくなってるというのはわかってる、感じてる。だからそういう面があって遠藤さんが言われたんだと思う。だからあんたたちが悪いだけじゃない。だからこれは出直してね、きちんとやってください。これはあんたたちだけが悪いというわけじゃないと私は思ってる。以上です。

○**遠藤委員** もう一遍委員長はそういう形でまとめて今の部長の話でいいけども、部長、こういうことは副市長あたりはどげな考えでおられるの。あんたたちに任せっきりか。

○**稲田委員長** 杉村経済部長。

○**杉村経済部長** 議会にこういった形で報告をするというのは当然話もしております。ただ、資料の作成については、やはり事務方のほうでどういった資料で御説明するかということ、もちろん決裁もいたしますけども、市長、副市長にも委員会に出す資料は当然手渡しはしているということでございますが、作成について、ある程度こちらの事務方のほうで説明資料は用意して提出させていただいておるということでございますんで、今回のこの議会はこういった資料で何を説明するかは報告してないということではございません。報告はしてございますが、この資料のつくり方については、ある程度事務方のほうに委ねられているということでございます。その上で御指摘をいただきましたので、私の判断で2月の閉会中の委員会にきちっとした資料をもう一度用意してお諮りをさせていただきたい。この件については、市長、副市長にも当然報告をしたいというふうに思っております。

○**遠藤委員** はい。

○**稲田委員長** 皆さん、よろしいですか、2月ということで確認させていただいてよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田委員長** では、2月に改めてということで、この案件は持ち越しということですね。

続きまして、米子市役所旧館（現山陰歴史館）建物の利活用に係る検討状況（考え方）について当局からの報告をお願いいたします。

下高文化振興課長。

○**下高文化振興課長** 米子市役所旧館、現在の山陰歴史館が入っておる建物ですが、その利活用に関する検討状況、考え方について御報告いたします。

これ自体も12月の委員会のほうで御説明させていただいたものと、その後に2枚資料をお配りしております。文字になっているものと青いスケジュール的なものを載せている下のほうに矢印を載せたもの、この2枚をお配りしております。

前回と同じような説明になりますけれども、米子市役所旧館、山陰歴史館が入ってる建物ですが、今後どういうふうな利活用をしていくのがいいのかということで、民間事業者等の提案を受けながら今後の可能性を探るということで、サウンディング調査というのを……。

（「1枚しかない、1枚しか。1枚しかない。」と戸田委員）

**○稲田委員長** また資料の確認ですけど、12月に配った1枚と、きょうの青いのが入った、12月で1枚、1月で1枚ですね。

**○下高文化振興課長** はい。サウンディング調査という聞き取り調査というものですけれども、民間の方々がどういう、山陰歴史館が入ってる建物を利活用できるのかというのをヒアリングを行って、今後の整備の手法の検討等に役立てていきたいという考えであります。スケジュール的には2枚目を見ていただければと思います。下のほうに青い矢印が載ってる分です。今月に現地の見学を開催したいと思っております。一応今の予定では、あしたから2月の14日。それで、それを受けて個別対話というヒアリングを受けまして、どういう考えを持った方が民間の方でおられるのかというのを結果の公表を年度末を予定しております。これは市のホームページに公表する予定にしております。

サウンディング調査、これサウンディング型市場調査という概要ですけども、今ある山陰歴史館が入ってる米子市役所旧館及び旧庁舎新館の跡地、除却になった際の跡地の話、そういうようなものを対象にサウンディング型の調査、要は聞き取り調査というのを行いたい、どういう利活用があるのか、米子市役所旧館の建物を生かしたどういう利活用策があるのかというのを伺いたいと思っております。

簡単ですが、説明は以上でございます。

**○稲田委員長** 12月の説明を終えて、それから以後これがきょう新たに加わったと。

説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 基本的に、わしは民間の考え方を聞くという手法を取り入れるのはわからんでもないけども、一緒に、この事業対象施設である旧米子市役所の旧館、このものをどういう位置づけで再生していくという考えなの。これは行政財産でしょ、普通財産じゃないでしょ、行政財産を民間の知恵をかりて動かすということは施設の目的から見たときにどういう活用になるの。

**○稲田委員長** 岡文化観光局長。

**○岡参事兼文化観光局長** これは今現在、山陰歴史館というような形で使っている米子市役所旧館の建物なんですけども、一つは、米子市の指定文化財ということで建物自体に価値があるというものであるのを山陰歴史館として活用しているものがございますが、これを将来的にずっと同じような形態で使っていくのか、あるいは民間の力もかりながらいろいろなものに活用していったら、にぎわい創出につなげていくとか、違った面での利活用という可能性はどうかということこれから探ろうというところでございます。ですので、そのサウンディングをしていってどういう御提案があるのかといったようなことも把握しながら、それが実際に文化財との両立という面で考えたときに、どういう形で落としどころを見つけていけるのかといったようなことを検討いたしまして、そういった検討結果を踏まえて、どういったものに活用できるのかということを見きわめていきたいというふうに現時点では考えております。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** わしは、行政としてもっと主体的に物事を考えていっていただかなきゃいかんと思うんだがんな。文化財なら文化財としてずっと継続していくのか、文化財を継続し

ていく場合でも現状保存でいくのか、あるいは記録保存でいくのか、選択肢はあると思うよ、市の指定文化財といえども。そういう基本的な部分の判断というのは全く説明にあらわれてきてないじゃないですか。民間の皆さんだけの意見を先に聞くじゃなしに、米子市として今の旧市役所の山陰歴史館として使ってるその建物は、文化財として現状保存でいくのか、記録保存でいくのか、この判断をまずすることが大事じゃないの、文化財の扱いに関しては。でしょ。それが全く示されてないことが一つ。

もう一つは、山陰歴史館というものの施設機能をはめ込むの、はめ込まないのということの考え方が見えてない。旧館をどういうふうにご利用するか、そのあたりで山陰歴史館という機能で使うという形で張りつけるのか。張りつけた場合に、展示面積、書庫、そういうものを含めて本当に可能性があるのと、大きな工事が伴うけども、そういうものの検討もあるんじゃないの。その説明が全く載ってないじゃない。そういうものを検討した結果、行政財産だけでも、2,000平米しかない容積率の中で何ぼ民間に渡してやればこういうものができ上がりますという想定のものもできとらないけんじゃないの。全てが民間任せで、今言った1項、2項の大事な部分はまるっきり伏せといて民間だけの意見を聞いて結論が見れるという問題ではないと思うで。しかも概算的な事業費も立ててみて、この場合でした場合にはどのぐらいかかるとか、この場合でした場合にはどれだけかかるとか、そういうものだって当然行政内部でそういうものの検討を想定してつくった上で民間の意見も聞くというのはまだわかるよ、そういうのが一切なしに、議会にも説明なしに民間の意見を聞きましたと、それはちょっとおかしいじゃない、物事のつくり方が。

**○稲田委員長** 岡文化観光局長。

**○岡参事兼文化観光局長** 今御指摘がありましたけども、この利活用の考え方というところにもございますけども、まずは建物の文化財的な価値を生かした利用を図るという方針でございます。ですので、文化財をやめにして別のものにするという意味ではございません。それが一つあります。

それと、あと歴史館の機能をどうするかということでございますけども、それも、利活用の考え方の中の括弧の四角で囲んだところの②のところにございますけども、民間が活用される場合に建物を全館使用される場合と一部だけ使用される場合というようなことも想定されると思います。そういったことも含めて利活用に関する御意見をまずは伺いたいということです。その今サウンディングをして何かが出てきて、それで、すぐ、じゃあ、これにしますと決めることではということではなくて、これをもとにして、まず我々としては、文化財との両立という意味でどういうことが可能なのかといったような可能性を探ること、これには文化財保護審議会なんかの御意見も伺ってということになるんですけども、そういったところを踏まえて最終的に市としてはこういう形でやっていきたいというのを決めて、その決める前には議会のほうにも御意見を伺いながら、最後にそういったことの手順を踏まえた上で、最終的に、もし公募するとなれば公募をかけていくといったような手順になりますので、今は、その下調査といいますか、そういった段階のサウンディングでございます。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 岡さん、あなた、やっぱり私語が多いわ。文化財を継続するのか、記録保存するのかというのは、そのものをどういうふう内部で協議したかという説明資料がない

がん。一番大事なことだよ。文化財の保護する扱いの場合に。記録保存というのがあるんだよ。米工の敷地、あれは片山さんが記録保存したんだよ。現状保存じゃなかったのよ。それで米工が建ったのよ、あれは。何でほんなら記録保存はだめなんですか、何で現存保存じゃなきゃだめなんですか、そんなことは一つも説明が議会にないよ。一番大事なことじゃないの、文化財として物を考えるなら。そういった答えた暁には、そういうものを検討したものをまず議会に説明資料として出さなさいよ。そげせんと我々は判断できんじやないの。

**○稲田委員長** 岡文化観光局長。

**○岡参事兼文化観光局長** この最初の紙の2の利活用の考え方のところで四角で囲んでますけども、外観は損なわないようにしながら建物の文化財的な価値を生かした利用を図るといことで、今、記録保存というお話もございましたけども、埋蔵文化財ですと記録保存という可能性もあり得るといふふうに思いますけれども、これは有形文化財でございますので、建物そのものが価値があるといことで、それが文化財である以上は文化財として保存をしていくという考えでございます。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** もうそれはあなた自身の考えでしょ。建物であろうと記録保存はできるんですよ。埋蔵文化財じゃなきゃ記録保存はできないといことはどこに書いてあるの、文化財保護法を読んでそんなことは書いてないよ。それで一番大事なことは、そういうことの説明を今まで聞いたけど、何遍もあんた方は質問を聞いたわけだから、内部で検討したらこういう結論に至りましたという説明があつていいじゃない、資料として。そういう公文書でもって説明資料を出さなさいよ、まず第一に。なぜほんなら現状保存でいかなきゃいけないの、その理由は何なの。

そして最も大事なことは事業費なんですよ、一番心配するのは。小銭じゃ済まんで、これは言っとくけど、今まで何遍も検討してきた経過があるが。その検討してきた経過から、15億かかった、最初は、一番大きなころは。2番目が10億だよ、3番目が6億だよ。そういう大きな投資して、文化財でございます、文化財でございます、何に使うの。それは民間の意見を聞いてやります、それは違うでしょ。基本的にどうするかというものの決めがないままに、事業費も出さないままに民間の意見を聞いて進めていきます、おかしいと思うよ、土台づくりが、プロセスが。

**○稲田委員長** 岡文化観光局長。

**○岡参事兼文化観光局長** まず、文化財ということに関しましては、これは文化財としての価値があるといことで、文化財保護審議会の中で検討いただいて、それで答申をいただいて文化財指定をしたわけですね、米子市の文化財保護条例に基づいて文化財として指定したわけですので……。

**○遠藤委員** 局長ね、ちょっと待ちない。あんた、わしも文化財保護条例に指定されてから何年後かに議員になつとるだがん。そのいきさつは知つとるだがん。あえて皆さん方にこういう叱責みたいなことを言いたくないけども。条例をつくって入れるものがなかったんで、入れたというのが現実の姿なんだよ、これは。佐藤さんの建築というものの、著名の話も一部は載つとるけども、もともと最初、文書で使ったのはれんがづくりって入れとったわけだ。それはおかしいじゃないかといことになってれんが張りにかえたわけだよ。

そういうかつての文化財の指定にしたいきさつがあるんだよ、これ言っとくけど。文化財というのを装った経過があるだけの話なのよ。本当のれんがづくりであって明治の建物だということになりゃ皆さんが注目するでしょう。れんが張りだで。それを最初はれんがづくりとって文化財に指定したのよ、一番最初は。今でもその記録は残ってるよ。そういう程度の、悪いけど、文化財を文化財でございます、文化財、当時文化財審議会が決められました、後生大事に語るることかということなんだよ、今言うのは。それよりもっと大事なことは、本当にそれだけの投資をして米子市に将来にわたってどんな効果があらわれるのと、中心市街地の活性化にどんな役立つのと、そういう政策的な評価も含めたものの結果を見て文化財としてやっぱりやっていけないけんものかどうか、説明の中に出とらないけんでしょ。全くついてないよ、それが。

**○稲田委員長** 岡文化観光局長。

**○岡参事兼文化観光局長** 我々としては、手続にのっって文化財として指定されたものは文化財であるという前提でもって今考えてるんですけども、それで、先ほど改修費のお話もございましたけども、確かに改修費というのはかなり多額の改修費がかかる可能性もございまして、これもどういった改修をするかということによってかなり変わってまいりますし、それから例えば民間の方が改修される部分が出てくれば、そこが公的な部分が減っていくという可能性もございしますので、まずは、今、民間に話を伺ったからそれでもうどんどん決めていきますという話ではございませんで、それを踏まえた上で、どういった形が一番我々にとっても市民にとってもいいのかというそこを探っていこうという段階でございしますので、もちろんそれを踏まえた上である程度方向性が出せるようになった場合は当然議会のほうにも御意見伺って、それに改修費がどれぐらいかかってどういうものをするんだと、それは市街地の活性化にどういうふうに役立つんだっていうことは当然御説明していくということにしておりますので、まずはその前段で、こういうことをしますという御説明でございまして。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** あなた本当にわかってないと思うわ。令和3年度には整備工事等に入りますというスケジュールだよ、これ。何で今、令和2年中のそういうあんた僕が言ってる問題点を含めたものの市民合意ができるの。

[チャイム吹鳴]

**○稲田委員長** 鐘が鳴り終わるまでお待ちください。

**○遠藤委員** 僕は、そういう拙速なやり方でいいかっていうことだと思うよ、本来、本当の話が。文化財で文化財の決まったとおりでしか私はやりません、それは今通らないことじゃないの。我々も市民の一人だよ、議会の中の構成員の一人だ。そこからそういう意見が出るとる以上は、それに対して真摯に説明する必要があるんじゃないの、段取りを含めて。そんなことを無視して文化財でございましてからやりますなんて。例えば午前中に、あんたの所管じゃなかったけども、日野川の問題を戸田さんが取り上げた。有形文化財になっとるけど、あれだって見直すべきじゃないかという意見が出るとるわけだ、ああいう大きなもんでも。当然これだって出てくるのは当たり前の話なんだよ。それをもう決まっとりますけんそのとおりにいきますっていう話はどこから出てくるの。本当に市民の皆さん方がそのような金を使ってそういうところにそういうことをやっていいのか、市民の意向を

把握すべきだ、民間の業者の意見だけでなしに。存続をすべきなのか、記録保存すべきなのか、有効利用すべきなのか、そういうふうな手だてがいっぱいあるじゃない。何で令和3年の整備工事に入れるの、こんなところが。

○**稲田委員長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** 済みません、ちょっと書き方が誤解を招いてしまったのかもしれませんが、この令和3年度以降ということにしておりまして、それ以前ではあり得ないということで、当然令和2年度にいろいろなことをして3年度以降に整備工事の可能性があるとということでございまして、それを決めたわけではございません。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 令和2年度に耐震診断、設計整備手法の検討って書いてあるでしょうが、これはただじゃないよ、こういうことをやることも今、予算がつくってということだよ。

○**稲田委員長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** 耐震診断は、いずれにしてもやっていかないといけないというふうに考えております。活用していくという方向で考えた場合。設計整備手法の検討っていうのは、サウンディングを行った上で、どういう可能性があるのかとかそういうことを検討していくということでございます。ですので、そこで……。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** こういうやりとりしとってもらちが明かん、正直言って。だけんきちんとした今言ったような事柄を含めた、自分らの中で内部で庁議で検討したことを文書にしてまず示してください、基本的な考え方を。

○**稲田委員長** 杉村経済部長。

○**杉村経済部長** まずはこのサウンディング調査をやる目的としては、前々からこの旧庁舎、旧館の利活用を含めた当然文化財として保存も含めたどうしていくんだと、それから使い方として、今は山陰歴史館で使っておりますが、本当で山陰歴史館の使い方でもいいのか、これはもうかなり文化創造計画をつくったときからずっと米子市の課題として長年来ております。議会の皆様方のいろいろ御意見をいただいた中で、やはりこの旧館につきましては、民間活用をしたいというようなお声も、もちろん具体的なものはございませんけど、そういうものを民間に開放してもらえれば少し考えてみたいというような御意見も実際伺ったところもございます。ただ、具体的にやはり使うにしても、先ほど遠藤委員さんから御指摘がありましたように、全部使うのか、一部使うのか、あるいはどういった小売で使うのか、飲食で使うのか、あるいはサービスで使うのか、そういったこともいろいろお聞きしなければならないということもございますし、それぞれの店舗形態で、先ほど事業費のこともございました。設備も変わってくるということもございます。

私どものほうとしては、民間から率直な御意見をこのサウンディングのほうでいただいた中で、本当に民間に開放していくべきなのか、委員さんおっしゃいましたように、文化財として保存だけやっていくのか、あるいは記録保存というような形もとつつどういった用途としてやるのか、いろんな今方策があるんじゃないかというふうに思っております。ただ、どうしても行政として決め切れなところは民間の提案をやはり一度受けておかないと、本当に民間活用として、あるいは中心市街地のにぎわいの拠点としてそういった可能性のあるのかないのか、整備事業費ももちろん重要な問題でございますが、その民間活

用をしたときの経済効果、にぎわい効果ということもあわせてどうすべきかということ  
を最終的に判断しながら、当然議会の皆様方の御意見を伺い、本当によりよい選択をし  
ていかなければならないということでございます。

冒頭、遠藤委員さんのほうからも、この調査自体をやるということは理解するがという  
お声もいただきました。ですから現時点で今このスケジュールについての考え方に書いて  
ありますように、3年度以降整備していきますよということを現時点で決めてるわけでも  
何でもございません。あらゆる可能性を探るためにこのサウンディング市場調査って  
いうことをさせていただきたい、そういう意味合いできょう御説明をさせていただいた  
ということでございます。ちょっと今後のことについては決まってるわけでもございませ  
んし、民間をどうしても入れていくという考え方もございませぬ。山陰歴史館をどっか  
に移動させるとかやめてしまうということも全く決めておりませぬ。ただ、民間の  
可能性をまずはこのサウンディング調査で御提案を受け、内容をその可能性が本当  
にあるのかどうか、どういったにぎわいの効果が出るのかどうか、そういったこと  
も全部ある程度こちらも把握させていただくためにこの調査をさせていただきたい  
という趣旨でございます。そういった点できょうのところは御理解をいただきたい  
というふうに考えております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** サウンディング調査って誰がやるの、どういう業者の。

○**稲田委員長** 下高文化振興課長。

○**下高文化振興課長** 文化振興課で直営で行います。

○**遠藤委員** 何、どういう意味。

○**稲田委員長** 文化振興課で行いますという意味ですね。

○**遠藤委員** 文化振興課で行うの。文化振興課で行うならサウンディング調査  
という言葉を使わんでも、自分たちがどういう想定した問題でこういう問題を  
抱えております、それについてこういうふうに整理しました、よって、  
どういう方向がいいでしょうかということを出せばいいじゃないの。

○**稲田委員長** ここの青い部分を主管として担当しますという意味で直営と  
使われたかなと私は理解しましたが。

(「実質、業者だで。」と戸田委員)

○**遠藤委員** 業者だ。だからどういう業者が該当するんだということだ。

(「対象となる」と声あり)

○**稲田委員長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** サウンディングの対象となるのは、特に何って  
いう限定はしておりませぬ。例えば飲食があつたり、それから店舗があつたり、  
場所として利活用したいという提案があつたりと、いろいろなことがある  
のではないかとすることは考えております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 非常に甘ったるい話をしとるだ。面積に限られとるわけだ、  
あの建物は。でしょ、2,000平米でしょ、ざっと容積率が。そこに食べ物  
かは知らんけども、店舗か知らんけど、はめ込んだら山陰歴史館の機能  
は吹っ飛ばんじやないの、今度は逆に。だから山陰歴史館として残す  
のか、もっと言えば文化財として残すのか、例えば文化財として残

したら制約がかかるわけだ、文化財ということになれば。だからそれだったら記録保存にして山陰歴史館を移して文化財を消して使うとか、そういうことも含めた検討があるんじゃないかと僕は言っとるわけだ。その上で、行政財産でないということにするならば、普通財産なら丸ごと民間に投げ出してもいいわけだ、極端に言えば。だけど、文化財でやるとる以上、普通財産にならんだよ、これは。行政財産だよ。そこのところに山陰歴史館というものを入れとって、店舗か知りませんし、喫茶店かもしれません、レストランかもしれんけど、サウンディング調査しますなんて、そんなことをしとったら山陰歴史館はどこに行くの。そういう曖昧なことで事業のスケジュールを組み立てなさんなっていうんだ。そういうことが想定できることなんだから、そういう一つ一つ想定したことを整理して、こういうふうに位置づけましたと、よって、これで、それこそサウンディング調査が必要ならやればいだがん。その前段のものが全くないじゃないのと言っとるわけだがん。

**○稲田委員長** 杉村経済部長。

**○杉村経済部長** この資料を見ますと、そういった前提条件、例えば山陰歴史館を移転することも一つの案としてある。ですからここに書いてございますように、全館を使用するという提案も聞きたいと思えますし、そのいろいろ事業者さんによってあの規模感全体でないとはやはり採算として成り立たんということもございまして、いや、1階だけでいいんだよということになれば、じゃあ、2、3、4で山陰歴史館の規模を縮小してそこに置いとくか、さまざまな比較検討をしていく必要があるというふうに思っております。ですから、おっしゃいましたことはもう全くそのとおりでございまして、我々は、そのいろいろな角度からの検証をこれからやっていく必要があると思えますし、その中で、何かをやはりサウンディング調査の結果も含めて選択をしていって、改めましてこうしたいという御提案をさせていただく必要があるというふうに思っております。

ただ、1点、民間からの投資があるのかないのかということ、やはり我々もこのサウンディング調査を通じて確認をしていかなければ、なかなか行政だけで、さあ、民間に開放しますと、山陰歴史館はやめますなり移転させますということも決め切れんということがございまして、ぜひともこの市場的なものとして利活用の可能性があるのかない、これをまずサウンディング調査で民間の御意見を聞かせていただいた上で、最終的に市の方針を定めさせていただきたいと思えますし、おっしゃいましたように、行財から普財にする必要性があれば、そのことも含めまして議会にこれは当然議案として出させていただくようなことになってくるだろうというふうに思っております。ぜひとも私もあその場所につきましては、非常に今の中活の回遊性のポイントにもなり得る場所であるというふうに思っておりますし、果たして今の歴史館ということが本当に米子市の発展のためになるのかどうか、そういうこともございまして、ぜひとも民間の御意見を聞きながら最終的に市の方針を決めさせていただきたいなというふうに思っているところでございまして。

本日のところは、何回も申し上げますが、民間に開放することを現時点で市として決めてるわけでも全くございませんし、山陰歴史館をやめるとか、あるいは移転させる、そういったことも今決めてるわけでもございません。委員さんおっしゃいましたように、文化財としてずっと保存していくのかどうかも含めて、あらゆる角度でサウンディング調査を通じて総合的に検討させていただきたいということで本日のところは御理解をいただけませんでしょうかということをお願いしたいと思います。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 僕は、もう一つ、これは市民調査してほしいと思う。僕は、森田市長さんのときに、70周年の市制記念事業として森田さんは5,000万円の基本設計を予算計上したのよ、当初予算に。そのときの助役さんは小坂さんだった。僕が1人反対した。その後、ピアールというところで市民トークを開いた。そしたら150人市民が集まった。そこに森田さんは出席された。そこで議論されました。結果、森田さんは撤回されました。凍結されました、この5,000万円の基本設計予算を。そういう歴史が残ってるんですよ、これは。先輩の皆さんがなぜ凍結したかと。つまりそのときに僕は700名からの市民の皆さんのアンケートをとったら、70%から80%が歴史館なんか知らない。そんなものに利用する考えはない、圧倒的にそういう声が多かった。それを突きつけた、市長に、それでもあんたやられるのって。それで市民トークを開いた。結局決断された。僕は立派だったと思うよ、正直言って。そういう歴史があるから僕は言ってるんだよ。

本当にあの旧館をどういうふうに扱うことがいいのか、中心市街地の核になるのか、あるいは将来にわたってどういう活用があるのか、この保存か、記録保存かを含めて市民に一遍意見を問うべきなのよ。文化振興課だけで判断することじゃないのよ、これは。市民の財産なんだから、何ぼ文化財指定だっていって、それは文化財として必要ないって市民が言えば捨てにゃいけんわけだから。だけど、必要だと言え、どういう形になりますよということも含めて説明が伴うけん、これ一遍市民に判断を求めることも含めて検討の中に入れてもらいたい。何でそれができんかということなのよ。やって何で悪いの、市民からの意見を聞くことが何で悪いの。

○**稲田委員長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** 市民にも示していくということなんですけども、その前段として、やはり何ができるかっていうことをある程度こちらで把握しといて、全くできないような提案をいただいてもいけませんので……。

○**遠藤委員** いいや、違うがな、岡さんよ。あんたなんではめ込んでくうだ。残すべきか、残さないべきかといって問えばいいだがん。残せという声があったら、どういうふうにするかって考えりゃええだ。だけど、やめてって言われたらこれを検討することあへんが。やめてしまわないけんが。まずは残すべきなのか、維持すべきなのか、市民にそれを問えばいいだん。

○**稲田委員長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** それは行政として一つ案として、こういう形で使っていきたいといったような何かしらの形といいますか、案というか。

○**遠藤委員** それはあなたの立場の意見だがん。個人の意見だがん、そがんことは。公会堂のとき野坂市長は何をしたと思う。存続か、廃止か、市民アンケートを3,000名とったでしょうが、あれ。半分の人がだめだと言ったでしょうが、廃止せいといって、議会が1票差で廃止を免れたけど。そういうことだってあり得るのよ。何を具体的にどうするかじゃない、公会堂を存続すべきか廃止すべきか、野坂市長は3,000名のアンケートをとったがん。存続すべきか廃止すべきかとればいいだがん、みやすいことだがん。それで市民が残せて言われたら、それを残すためにどういう方法があるか検討していく、これでええだがん。今それを問うことが大事だって言っとるだがん、わしは。そのために15億

使ったのよ、公会堂を修復するのに。図書館に10億使ったのよ。中心市街地で25億、文化政策で使って何の効果があがると、税金払う市民からして腹が立つよ、これ言っとくけども。それなのにまた同じように上塗りするの、10億、15億、あの旧館に。そんなことが目に見えとるから言ってるわけだよ。

**○稲田委員長** 杉村経済部長。

**○杉村経済部長** 遠藤委員さんの市民の声を聞くべきだという御意見については、受けとめさせていただきます。今後のこういった形で市民のほうに、まずはこうしたいという情報を出していく必要があると思います。その上で、さまざまな御意見が出てくるだろうというふうに思っております。当然市の財産でございますので、市民の意見を聞くことは重要な視点だというふうに思っておりますし、事業費もそれなりにかかってくるというふうに認識しておりますので、そのあたりは市民の意見をこういった形で聞くかということとはまた検討いたしますけど、こういったものをするかっていうことをまず当局側で決めなければなりません。その内容によりまして、こういった形がいいのか、市民の意見を聞く形はこういった形で聞いていくのか、そういうことも含めまして御検討させていただきたいと思っております。

**○稲田委員長** よろしいですか。

ほかございますか。

戸田委員。

**○戸田委員** 私も発言しようと思ったことを遠藤さんが議論になったんだけど、やっぱりサウンディング調査を私はすべきだと思っておるんです。逆に言えば、いわゆる議論をする材料としてそういう予備調査を十分にされるべきだと私は思ってるんです。しかしながら、遠藤さんが指摘されたように、これはもう今の現在の山陰歴史館をそのまま存続してリニューアルしていくんだというありきのあらわし方をしておるけん、そこが私も少し違和感がある。議論がし尽くされてない。議論をするためにも、そういうサウンディング調査をされて十分な今の資料提供をするための一つの手法だというような内容であれば、私は賛成したいというふうに思います。

ただ、私、正直言って本当に岡さんたちに言いたいんだけど、さっきの資料のことだけど、一つだけ言っとく。こないだは、12月17日ってちゃんと委員会の右肩に打ってある、他課も全部打ってある。今回だけ打ってない。都合のいいよかれ主義みたいな形にしておられるんだ、私もそう感じるんです。ここを見てください、そうじゃないでしょ。きょうも、だったらきちっと右肩に打たれたらどうですか、委員会資料なら。12月はきちっと打ってる、見てください、持ってきました。きょうはありません。そういう資料はやめられたがええ、そういう私は意見を言っときます。

**○稲田委員長** 岡文化観光局長。

**○岡参事兼文化観光局長** 御指摘のとおり、きょう追加でお配りしたものに資料の日付を入れてませんでした。それは申しわけございませんでした。

**○稲田委員長** ほかございますか。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田委員長** ないようでしたら、本件については終了いたします。

次に、米子インター周辺工業用地立地企業選考結果について、当局からの報告をお願い

いたします。

雑賀経済戦略課長。

**○雑賀経済戦略課長** 米子インター周辺工業用地予約分譲募集に係る選考結果について御報告をいたします。

米子インター周辺工業用地につきましては、現在、本年4月以降、本格分譲をする予定で鋭意工事を進めているところでございます。予約分譲につきましては、昨年10月18日の閉会中の委員会で予約分譲の募集を開始しますということで御報告をいたしました。この予約分譲につきましては、できるだけ早く完売の促進を図っていかうという目的のために事前に予約を受け付けるというものでございました。

一応、分譲の面積につきましては、5区画を提示しまして募集をいたしました。予約面積につきましては、ごらんのように「約」という文字がついております。これは、先ほど説明いたしましたようにまだ工事中でございまして正確な面積が計測できておりませんので、おおよその図面上の面積で示しており、単価につきましても1平米2万4,000円で提示しておりました。これにつきましては、その10月の末の時点で、今後、工事費の見込み、それからこれは特別会計で処理しておりますので、起債の償還利子とか、あと若干の事務費等を見越しまして、それを面積で割り戻したもので提示しております。

募集しました業種につきましては、製造系または加工系の工場でございます。予約分譲の受け付けは昨年11月1日から12月13日という期間で募集いたしました。その結果、募集をしていただきましたのが1社でございます。

その1社の企業概要でございますけど、名称は株式会社タブチ、本社は鳥取市にございます。米子市のほうにも夜見町に営業所がございます。創業は1947年10月で、設立は1980年12月ということでございまして、全体の株式会社タブチさんの従業員数は38名でございます。事業内容につきましては、住宅とか店舗、倉庫、工場等のさまざまな建物に使われます金属屋根材、外壁材の製造、それとその販売、各種建築資材の販売、板金工事、エクステリア商品、住設機器の販売を行っておられます。先ほども説明しましたが、夜見町内に賃貸の事業所がございます。今回求められたのは、新たに工場等を増設しまして、従業員も3名ほどふやすという予定で計画をされておられます。一応タブチにつきましては、経営力のもと県内トップのシェアを誇り、国、県ともに経営革新計画の承認を受けるなど堅調な経営を行っている企業様でございます。

希望された区画につきましては、区画4のところでございます。投資の見込みということでございますが、一応計画では土地代を含めまして2億9,864万、約3億を予定しておられます。投資の内容は、工場棟の建設と事務所棟の建設、そこで屋根材とか外壁材等を製造される予定にしておられます。工事のほうの着工予定は令和2年の12月から開始される予定にしております。操業を令和3年の5月からということで計画をされております。そういう企業様でございますので、ことしの1月9日に選考委員会を開きまして、その事業内容とか投資内容、それから企業様の要望等を審査いたしまして、こちらの企業様に分譲してもいいということで選考結果をいたしまして、分譲先に決定したということでございます。

4月から本格分譲をする形になっておりますので、これにつきましては、予約では1社でございますけど、今後は随時、全区画が埋まるように鋭意努力してまいる所存でございます。

ます。

一応、選考結果について御報告ということでございます。

**○稲田委員長** 当局からの報告が終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。

遠藤委員。

**○遠藤委員** これ、あと残る区画の見通しはどうなんですか。

**○稲田委員長** 雑賀経済戦略課長。

**○雑賀経済戦略課長** まず予約だけのときに数社一応問い合わせがあったり興味を示された企業様がございまして、ただし、1社になったというのは、11月、その募集時期に日韓関係の悪化、それから米中の貿易摩擦の悪化ということで、製造業様にとりまして今すぐ投資というのをちょっと控えられた部分がございまして、ただ、新たな土地を求めたいという気はお持ちでございまして、その企業様について、これから常にフォローして買って購入していただくようにやっっていこうと考えております。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** それは1社ですか、数社ですか。

**○稲田委員長** 雑賀経済戦略課長。

**○雑賀経済戦略課長** 一応3社程度ぐらいはちょっと、今すぐじゃないですけど、もう少し長いスパンでちょっと考えさせてほしいということでございますんで…。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** ちょっと見識が足らんかもしれんけど、申しわけない、時間とって、流通団地も一時いろんなことがあって長引いた。ところが、業種がこれは変更できなくて固定しておったということが大きな原因だって、それを時間が来て変えることができたのか、政治的に変えたのかはちょっと忘れたけども、例えばそういうようなことの案件はここには必要ないんですか。

**○稲田委員長** 雑賀経済戦略課長。

**○雑賀経済戦略課長** ここは、いわゆる開発許可を得て開発したとこでございまして、そのときに一応製造業ということで開発許可をいただいております、流通関係につきましては結構やはりまだ活発に進出の意欲が見られる部分がございまして、製造業につきましては、先ほども説明しましたように、いろんな経済状況の関係でちょっと手控えておられる状況がございまして、今の開発許可が製造業の工場ということでなってる部分につきましては、今すぐにといいことではございませんですけど、これが塩漬けになってはいけないこととございまして、その辺のことを考慮しながら検討していきたいと思っております。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 流通団地の歴史は御存じだろうと思っておりますけど、それも議会で相当議論しました。それで、議会も一時はストップをかけました。ところが、名前を出していかどうかわからんけども、経済団体のほうが責任を持つと、6割は処理すると、だからやっごせと2年間にわたって議論が起きたと思っておりますよ。その当時の小坂助役は本当かやっという疑心暗鬼しながら議会を説得されましたけど、結果60%みんなふっとびました。そういう苦い歴史がありますんで、やっぱり先々をよく読んでいただいて状況を判断してもら

って、打つ手は打ってもらおうということを申し上げておきます。

○稲田委員長 ほかございますか。

〔「なし」と声あり〕

○稲田委員長 ないですね。

以上で全ての報告案件が終わりました。

都市計画委員会を閉会いたします。

**午後 5 時 4 4 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

都市経済委員長 稲 田 清